

# 県議会令和2年6月定例会 文教委員会

(付託議案・報告事項)

## 【付託議案】

頁		説明内容	議決結果
1～3	第88号議案	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち教育局関係	可決
4	第93号議案	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	可決
5	第94号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	可決
6～11	第97号議案	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	可決

## 【報告事項】

頁	説明内容
12～29	指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について (長瀬げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、名栗げんきプラザ、さいたま文学館、川の博物館)
30～34	令和2年度における指定管理者の選定について (長瀬げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ)

令和2年度6月補正予算

# 歳出予算の事業概要

第88号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

教育局

# 令和2年度6月補正予算（第5号）の概要

教育局

## 一般会計

1 予算規模	補正前の額	425,691,585千円
	補正額	871,429千円
	補正後の額	426,563,014千円

## 2 歳出予算の内容

(単位：千円)

事業名	補正額	理由
指導内容充実費	20,319	臨時休業に伴う学習の遅れを解消するため、県立中学校及び県立高等学校に対して学習指導員を配置
学校教育総合支援事業費	101,472	臨時休業に伴う学習の遅れを解消するため、学習指導員を配置する市町村への補助を実施
情報教育推進費	586,564	緊急時においても、子供たちの学びを保障するため、県立学校における通信回線の整備及び貸出用モバイルルーターの整備等を実施
ゆとりある障害児教育推進事業費	163,074	緊急時においても、子供たちの学びを保障するため、県立特別支援学校における学習用端末の整備及び貸出用モバイルルーターの整備等を実施

1 歳出予算（教育委員会所管分）

単位（千円）

款	10 教育費	項	1 教育総務費		目	4 教育連絡調整費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	指導内容充実費	108,388	20,319	128,707	国庫支出金 20,224 繰入金 95	新型コロナウイルス感染症・学習支援事業 ・臨時休業に伴う学習の遅れを解消するため、県立中学校及び県立高等学校に対して学習指導員を配置
	学校教育総合支援事業費	45,827	101,472	147,299	国庫支出金 101,472	新型コロナウイルス感染症・学習支援事業 ・臨時休業に伴う学習の遅れを解消するため、学習指導員を配置する市町村への補助を実施

款	10 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	情報教育推進費	2,256,662	586,564	2,843,226	繰入金 130,564 県債 456,000	「教育の情報化」基盤整備費 ・緊急時においても、子供たちの学びを保障するため、県立学校における通信回線の整備及び貸出用モバイルルーターの整備等を実施

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	ゆとりある障害児教育推進事業費	936,385	163,074	1,099,459	国庫支出金 79,799 繰入金 83,275	障害のある子供たちの超スマート社会を生き抜く力を育むICT環境整備事業 ・緊急時においても、子供たちの学びを保障するため、県立特別支援学校における学習用端末の整備及び貸出用モバイルルーターの整備等を実施

第93号議案（埼玉県議会定例会議案① 16ページ）  
埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

新たに県立特別支援学校1校を設置するとともに、県立高等学校1校の位置の表示を変更する。

2 内 容

(1) 県立特別支援学校1校の設置

学校の名称	位置
埼玉県立戸田かけはし 高等特別支援学校	戸田市大字新曾字稲荷 1093番地1

(2) 県立戸田翔陽高等学校の位置表示の変更

現行	改正案
戸田市大字新 <u>曾</u> 字稲荷 1093番地	戸田市大字新 <u>曾</u> 字稲荷 1093番地 <u>1</u>

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。  
ただし、2(2)の位置表示の変更については、  
公布の日から施行する。

## 第94号議案（埼玉県議会定例会議案① 17ページ）

### 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 趣 旨

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等を行う。

#### 2 内 容

##### (1) 学校医等に対する補償基礎額の改定

	経験年数	現 行	改正案	差 額
学校医及び 学校歯科医	5年未満	6,198 円	6,245 円	47 円
	5年以上10年未満	7,955 円	8,003 円	48 円
	10年以上15年未満	9,580 円	9,608 円	28 円
学校薬剤師	5年未満	5,225 円	5,263 円	38 円
	5年以上10年未満	6,203 円	6,240 円	37 円
	10年以上15年未満	6,880 円	6,900 円	20 円

##### (2) 学校医等に対する介護補償の月額額の改定

区 分		現 行	改正案	差 額
常時 介護	介護に要する費用を支出して、 介護を受けた日があるとき	(上限額) 165,150 円	(上限額) 166,950 円	1,800 円
	親族等による介護を受けた日 があるとき	(定 額) 70,790 円	(定 額) 72,990 円	2,200 円
随時 介護	介護に要する費用を支出して、 介護を受けた日があるとき	(上限額) 82,580 円	(上限額) 83,480 円	900 円
	親族等による介護を受けた日 があるとき	(定 額) 35,400 円	(定 額) 36,500 円	1,100 円

##### (3) 法定利率改正に伴う規定の整備

民法に規定されている法定利率が、年5%の固定制から、年3%を基本として3年ごとに見直しを行う変動制に改正されたことに伴う規定の整備

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

令和2年度6月補正予算

# 歳出予算の事業概要

第97号議案 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

教育局

# 令和2年度6月補正予算（第6号）の概要

教育局

## 一般会計

1 予算規模	補正前の額	426,563,014千円
	補正額	3,609,794千円
	補正後の額	430,172,808千円

## 2 歳出予算の内容

(単位：千円)

事業名	補正額	理由
外部人材配置費	437,360	新型コロナウイルス感染症対策等に係る教職員の業務を補助するため、スクール・サポート・スタッフを配置する市町村への補助を実施
学校教育総合支援事業費	1,971,200	臨時休業に伴う学習の遅れを解消するため、学習指導員を配置する市町村への補助を実施
中学校・高等学校・特別支援学校管理費	628,663	感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、各県立学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費	184,023	保護者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止となった場合のキャンセル料を負担
スクールバス運行費	356,048	県立特別支援学校のスクールバスにおける、新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、乗車率の高いバスに対して増便を実施
新型コロナウイルス感染症対策事業費	22,500	新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、公立幼稚園にマスク等の保健衛生用品を整備する市町等への補助を実施
学校体育振興費	10,000	中止となった運動部活動の全国大会の代わりとして、生徒に成果発表の機会を提供するため、代替の地方大会を開催する団体への補助を実施



1 歳出予算（教育委員会所管分）

単位（千円）

款	10 教育費	項	1 教育総務費		目	3 教職員人事費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	外部人材配置費	99,934	437,360	537,294	国庫支出金 437,360	市町村立小中学校外部人材配置事業 ・新型コロナウイルス感染症対策等に 係る教職員の業務を補助するため、 スクール・サポート・スタッフを配置 する市町村への補助を実施

款	10 教育費	項	1 教育総務費		目	4 教育連絡調整費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	学校教育総合支援事業費	147,299	1,971,200	2,118,499	国庫支出金 1,971,200	新型コロナウイルス感染症・学習支 援事業 ・臨時休業に伴う学習の遅れを解消 するため、学習指導員を配置する 市町村への補助を実施

款	10 教育費	項	3 中学校費		目	2 学校管理費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
	中学校管理費	10,242	1,500	11,742	国庫支出金 1,500	県立中学校管理運営費 ・感染症対策を徹底しながら子供た ちの学習保障をするため、県立中 学校に保健衛生用品や教材等の購 入に必要な経費を措置

単位 (千円)

款	10 教育費	項	4 高等学校費		目	2 高等学校管理費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
全日制高等学校管理費		4,537,183	486,670	5,023,853	国庫支出金 486,670	県立高等学校管理運営費 ・感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、全日制高等学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置
定時制高等学校管理費		239,992	14,336	254,328	国庫支出金 14,336	県立高等学校管理運営費 ・感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、定時制高等学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置
通信制高等学校管理費		58,523	4,000	62,523	国庫支出金 4,000	県立高等学校管理運営費 ・感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、通信制高等学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置

款	10 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費		0	176,547	176,547	国庫支出金 176,547	修学旅行等のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業 ・保護者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止となった場合のキャンセル料を負担

単位（千円）

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費		目	2 特別支援学校管理費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
特別支援学校管理費		1,171,437	122,157	1,293,594	国庫支出金 122,157	県立特別支援学校管理費 ・感染症対策を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、特別支援学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
スクールバス運行費		2,519,323	356,048	2,875,371	国庫支出金 356,048	特別支援学校通学環境充実事業費 ・県立特別支援学校のスクールバスにおける、新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、乗車率の高いバスに対して増便を実施
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費		0	7,476	7,476	国庫支出金 7,476	修学旅行等のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業 ・保護者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止となった場合のキャンセル料を負担

款	10 教育費	項	9 保健体育費		目	2 学校保健連絡調整費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
新型コロナウイルス感染症対策事業費		66,140	22,500	88,640	国庫支出金 22,500	県立学校等新型コロナウイルス感染症対策費 ・新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、公立幼稚園にマスク等の保健衛生用品を整備する市町等への補助を実施

単位 (千円)

款	10 教育費	項	9 保健体育費		目	3 体育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
学校体育振興費		78,173	10,000	88,173	国庫支出金 10,000	運動部活動における全国大会の代替大会の開催支援事業 ・中止となった運動部活動の全国大会の代わりとして、生徒に成果発表の機会を提供するため、代替の地方大会を開催する団体への補助を実施

**指定管理者に係る令和元年度事業報告書  
及び令和２年度事業計画書について  
(埼玉県立長瀬げんきプラザ)**

指定管理者：株式会社サンアメニティ（平成２８年度～令和２年度）

1 令和元年度事業報告書の概要

(1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

(2) 施設の利用状況（過去５年間）

（単位：人）

年 度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
利用者数	３７，１７７	３８，９６０	４０，６９５	４２，１６６	４０，９９１

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約１か月間休止した。

(3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	68,834	68,834	0		
2 利用料金収入	5,686	7,844	△2,158	宿泊利用者が見込みを下回ったため	施設使用料
3 自主事業収入	25,999	31,474	△5,475	給食等の利用者等が見込みを下回ったため	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	100,519	108,152	△7,633		
1 人件費	41,365	43,500	△2,135	常勤職員等の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	20,046	20,819	△773	修繕費等が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	830	1,019	△189	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	13,250	11,340	1,910	消耗品費等が見込みを上回ったため	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	24,785	31,474	△6,689	給食等運営費が見込みを下回ったため	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	100,276	108,152	△7,876		
収支差額	243	0	243		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	103,479	104,515	104,409
支 出	102,902	104,350	104,205
収支差額	577	165	204

## 2 令和 2 年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、緑と清流に満ちた秩父地域の豊かな資源の活用や地域社会との連携により、多様な体験活動事業を実施する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

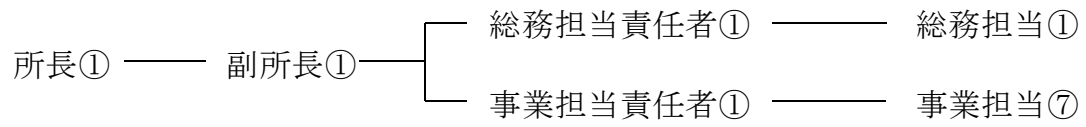
43,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	69,219	68,834	385	0.6	
2 利用料金収入	8,079	7,844	235	3.0	施設使用料
3 自主事業収入	32,100	31,474	626	2.0	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	109,398	108,152	1,246	1.2	
1 人件費	44,289	43,500	789	1.8	
2 施設管理費	20,819	20,819	0	0	光熱水費、修繕費等
3 広報費	1,000	1,019	△19	△1.9	
4 運営事務費	11,190	11,340	△150	△1.3	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	32,100	31,474	626	2.0	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	109,398	108,152	1,246	1.2	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 12人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和元年度事業報告書 及び令和２年度事業計画書について

(埼玉県立小川げんきプラザ)

指定管理者：オーエンス・アイルグループ（平成２８年度～令和２年度）

代表法人 株式会社オーエンス  
構成法人 アイル・コーポレーション株式会社

## 1 令和元年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去５年間）

(単位：人)

年 度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
利用者数	６４，２８２	６６，２２２	６８，５２８	６９，３９７	６２，４３９

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約１か月間休止した。

### (3) 収支状況

(単位：千円)

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	85,873	85,873	0		
2 利用料金収入	3,947	5,118	△1,171	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	34,800	32,230	2,570	給食等の利用者等が見込みを上回ったため	自主事業参加費、 給食等負担費
収入合計	124,620	123,221	1,399		
1 人件費	54,386	53,200	1,186	常勤職員等の人件費が見込みを上回ったため	
2 施設管理費	24,903	24,560	343	維持管理費等が見込みを上回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	1,237	1,400	△163	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	10,599	11,831	△1,232	消耗品費等が見込みを下回ったため	消耗品費、通信費、 旅費等
5 自主事業運営費	35,085	32,230	2,855	給食等運営費が見込みを上回ったため	自主事業開催費、 給食等運営費
支出合計	126,210	123,221	2,989		
収支差額	△1,590	0	△1,590		



[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	127,722	121,537	124,384
支 出	126,872	121,166	124,230
収支差額	850	371	154

## 2 令和 2 年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、自然環境や立地条件を生かした多様な体験プログラムを提供し、地域やボランティアと連携・協力して事業を企画・運営する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

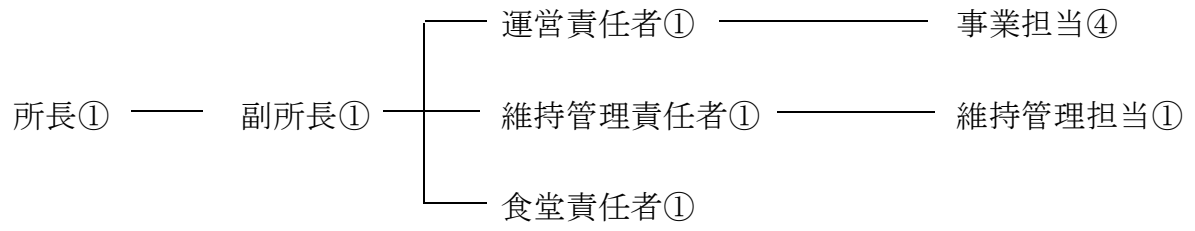
70,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	86,590	85,873	717	0.8	
2 利用料金収入	5,160	5,118	42	0.8	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	32,480	32,230	250	0.8	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	124,230	123,221	1,009	0.8	
1 人件費	53,500	53,200	300	0.6	
2 施設管理費	24,619	24,560	59	0.2	光熱水費、修繕費等
3 広報費	1,400	1,400	0	0	
4 運営事務費	12,231	11,831	400	3.4	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	32,480	32,230	250	0.8	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	124,230	123,221	1,009	0.8	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 10人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和元年度事業報告書 及び令和２年度事業計画書について (埼玉県立神川げんきプラザ)

指定管理者：株式会社東急コミュニティー（平成２８年度～令和２年度）

## 1 令和元年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去５年間）

（単位：人）

年 度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
利用者数	５１，１４８	５２，９７９	５２，５４４	５３，４５６	４５，８８６

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約１か月間休止した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	82,005	82,005	0		
2 利用料金収入	3,103	2,737	366	県外の一般利用者が見込みを上回ったため	施設使用料
3 自主事業収入	25,125	19,084	6,041	自主事業参加者等が見込みを上回ったため	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	110,233	103,826	6,407		
1 人件費	52,036	50,370	1,666	常勤職員等の人件費が見込みを上回ったため	
2 施設管理費	15,591	17,341	△1,750	修繕費等が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	385	580	△195	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	16,124	16,451	△327	消耗品費等が見込みを下回ったため	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	26,772	19,084	7,688	給食等運営費等が見込みを上回ったため	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	110,908	103,826	7,082		
収支差額	△675	0	△675		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	110,815	108,803	107,953
支 出	109,920	107,664	107,533
収支差額	895	1,139	420

## 2 令和 2 年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、受入事業、自主事業のより一層の充実を図る。また、アドベンチャー教育プログラムを充実させ、学校教育に対して積極的な支援を行う。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

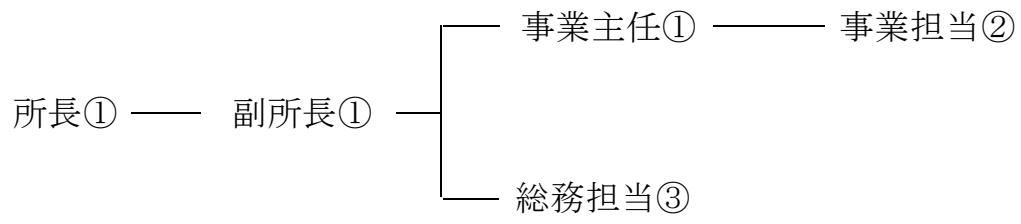
54,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	82,757	82,005	752	0.9	
2 利用料金収入	2,789	2,737	52	1.9	施設使用料
3 自主事業収入	19,443	19,084	359	1.9	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	104,989	103,826	1,163	1.1	
1 人件費	51,026	50,370	656	1.3	
2 施設管理費	17,521	17,341	180	1.0	光熱水費、修繕費等
3 広報費	585	580	5	0.9	
4 運営事務費	16,414	16,451	△37	△0.2	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	19,443	19,084	359	1.9	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	104,989	103,826	1,163	1.1	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 8人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和元年度事業報告書 及び令和２年度事業計画書について (埼玉県立名栗げんきプラザ)

指定管理者：名栗フィールズパートナーズ（平成２９年度～令和３年度）

〔 代表法人 株式会社東急コミュニティー  
構成法人 特定非営利活動法人国際自然大学校 〕

## 1 令和元年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去５年間）

（単位：人）

年 度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
利用者数	５０，４８３	５１，４６７	５３，２８３	５３，４７８	５１，５９３

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約１か月間休止した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	87,657	87,657	0		
2 利用料金収入	5,962	6,915	△953	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	55,099	52,883	2,216	自主事業参加者等が見込みを上回ったため	自主事業参加費、 給食等負担費
収入合計	148,718	147,455	1,263		
1 人件費	52,542	52,778	△236	常勤職員の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	25,173	25,441	△268	光熱水費が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	331	872	△541	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	16,479	15,481	998	賃借料等が見込みを上回ったため	消耗品費、通信費、 旅費等
5 自主事業運営費	56,587	52,883	3,704	給食等運営費等が見込みを上回ったため	自主事業開催費、 給食等運営費
支出合計	151,112	147,455	3,657		
収支差額	△2,394	0	△2,394		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	151,376	147,831
支 出	150,018	146,246
収支差額	1,358	1,585

## 2 令和 2 年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導、集団宿泊活動等の指導・助言、生涯学習活動や野外体験活動等に関する支援を行う。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

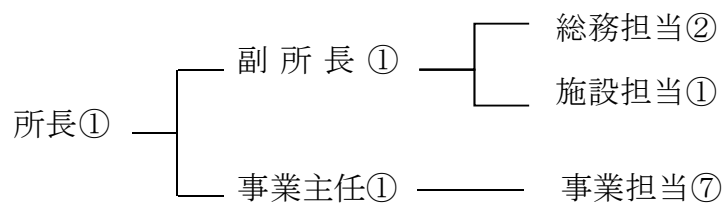
53,750人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	88,461	87,657	804	0.9	
2 利用料金収入	7,287	6,915	372	5.4	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	54,029	52,883	1,146	2.2	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	149,777	147,455	2,322	1.6	
1 人件費	53,263	52,778	485	0.9	
2 施設管理費	26,103	25,441	662	2.6	光熱水費、修繕費等
3 広報費	880	872	8	0.9	
4 運営事務費	15,502	15,481	21	0.1	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	54,029	52,883	1,146	2.2	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	149,777	147,455	2,322	1.6	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 13人



※ ○内の数字は、職員数を表す。



# 指定管理者に係る令和元年度事業報告書 及び令和２年度事業計画書について (さいたま文学館)

指定管理者：桶川地域文化振興共同事業体（令和元年度～令和５年度）

[ 代表法人 株式会社サイオー  
構成法人 株式会社埼玉新聞社、関東食糧株式会社 ]

## 1 令和元年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 収蔵資料の収集・保存・利用及び図書室の運営に関する業務
- イ 展示室の運営及び普及事業等に関する業務
- ウ 施設等の利用許可及び利用に係る料金の収入に関する業務
- エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- オ その他の業務

### (2) 施設の利用状況（過去５年間）

（単位：人）

年 度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
利用者数	34,497	66,188	74,902	77,053	67,999

※平成２７年度は、施設改修のため約６か月間休館した。

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため約１か月間休館した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	121,000	121,000	0		
2 利用料金収入	4,962	5,270	△308	施設利用件数が見込みを下回ったため	展示室観覧料、施設利用料等
3 自主事業収入	6,910	7,525	△615	カフェの売上が見込みを下回ったため	カフェ、ミュージアムショップの収入等
収入合計	132,872	133,795	△923		
1 人件費	36,870	39,162	△2,292	職員人件費が見込みを下回ったため	
2 事務管理費	1,896	2,314	△418	通信費等が見込みを下回ったため	
3 展示室運営費等	24,383	23,776	607	チラシ・ポスターの印刷費等が見込みを上回ったため	
4 図書室運営費	8,745	8,310	435	消耗品費が見込みを上回ったため	図書整備費用等
5 広報費	2,058	2,017	41	ホームページの作成費が見込みを上回ったため	
6 施設管理費	49,083	53,092	△4,009	光熱水費が見込みを下回ったため	光熱水費、維持管理費等
7 自主事業運営費	6,888	5,124	1,764	カフェの運営費が見込みを上回ったため	カフェ、ミュージアムショップの運営費等
支出合計	129,923	133,795	△3,872		
収支差額	2,949	0	2,949		

## 2 令和2年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

県と連携・協働し、本県の文学及び文字・活字文化の振興を目的に「文字で思考、創造、表現する楽しさの提供」を基本方針とし、文学活動の拠点として広く県民に来館いただくように努める。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 収蔵資料の収集・保存・利用及び図書室の運営に関する業務
- (イ) 展示室の運営及び普及事業等に関する業務
- (ウ) 施設等の利用許可及び利用に係る料金の収入に関する業務
- (エ) 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (オ) その他の業務

#### イ 施設の利用見込

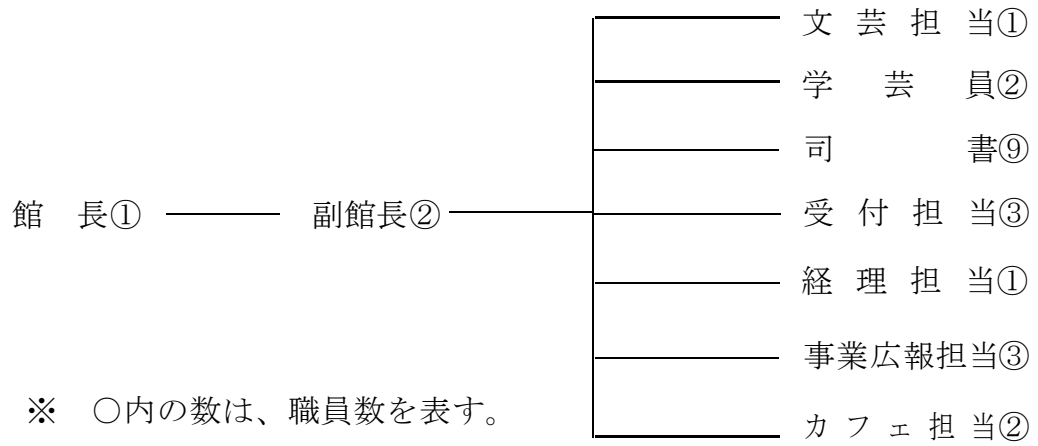
79,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	123,000	121,000	2,000	1.7	
2 利用料金収入	5,360	5,270	90	1.7	展示室観覧料、施設利用料等
3 自主事業収入	5,800	7,525	△1,725	△22.9	カフェ、ミュージアムショップの収入等
収入合計	134,160	133,795	365	0.3	
1 人件費	42,576	39,162	3,414	8.7	
2 事務管理経費	2,354	2,314	40	1.7	通信費、消耗品等
3 展示室運営費等	24,895	23,776	1,119	4.7	展示室運営、普及事業等
4 図書室運営費	5,130	8,310	△3,180	△38.3	
5 広報費	2,035	2,017	18	0.9	
6 施設管理費	51,370	53,092	△1,722	△3.2	光熱水費、維持管理費等
7 自主事業運営費	5,800	5,124	676	13.2	カフェ、ミュージアムショップの運営費等
支出合計	134,160	133,795	365	0.3	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 24人



# 指定管理者に係る令和元年度事業報告書 及び令和2年度事業計画書について (埼玉県立川の博物館)

指定管理者：株式会社乃村工藝社（平成30年度～令和4年度）

## 1 令和元年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 収蔵資料の保存、管理及び利用に関する業務
- イ 常設展・企画展・特別展等の実施に関する業務
- ウ 学校教育の支援及び教育普及に関する業務
- エ 来館者の受入対応及び広聴広報事業に関する業務
- オ 他の団体との連携に関する業務
- カ 施設等の利用に関する業務
- キ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入場者数	151,715	159,345	155,617	155,484	132,301

※平成27年度は、施設改修のため約4か月間休館

※平成30年度から令和元年度にかけては、大水車の解体工事を実施（約4か月間）

※令和元年度は、台風被害のため約1か月間、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため約1か月間それぞれ休館

※令和元年度は、台風被害のため一部施設の使用中止（復旧工事を実施中）

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備 考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	236,184	236,184	0		
2 利用料金収入	33,690	41,805	△8,115	観覧者数等が見込みを下回ったため	入場料、 駐車場収入等
3 自主事業収入	11,531	13,200	△1,669	レストラン収入が見込みを下回ったため	レストラン収入 等
収入合計	281,405	291,189	△9,784		
1 人件費	119,157	117,235	1,922	非常勤人件費等が見込みを上回ったため	
2 事務・管理経費	6,312	7,534	△1,222	消耗品等が見込みを下回ったため	消耗品、旅費等
3 情報システム 運用費	6,080	7,145	△1,065	パソコン借上料等が見込みを下回ったため	P C 借上料等
4 展示・教育普及 事業費	10,791	13,704	△2,913	イベント材料費等が見込みを下回ったため	特別展・企画展開 催費等
5 広報費	8,625	7,339	1,286	施設案内印刷費等が見込みを上回ったため	
6 施設管理費	125,601	125,032	569	水道料が見込みを上回ったため	光熱水費、 施設維持管理費
7 自主事業運営費	14,408	13,200	1,208	レストラン運営費が見込みを上回ったため	レストラン運 営費等
支出合計	290,974	291,189	△215		
収支差額	△9,569	0	△9,569		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移（単位：千円）

項目	平成 30 年度
収入	281,901
支出	288,238
収支差額	△6,337

## 2 令和 2 年度事業計画書の概要

※ 当該事業計画書は、年度開始前に指定管理者から提出された事業計画書であり、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。

### (1) 基本的な考え方

荒川を中心とする埼玉の河川と人々の暮らしとのかかわりに関する資料の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 収蔵資料の保存、管理及び利用に関する業務
- (イ) 常設展・企画展・特別展等の実施に関する業務
- (ウ) 学校教育の支援及び教育普及に関する業務
- (エ) 来館者の受入対応及び広聴広報事業に関する業務
- (オ) 他の団体との連携に関する業務
- (カ) 施設等の利用に関する業務
- (キ) 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

#### イ 施設の利用見込

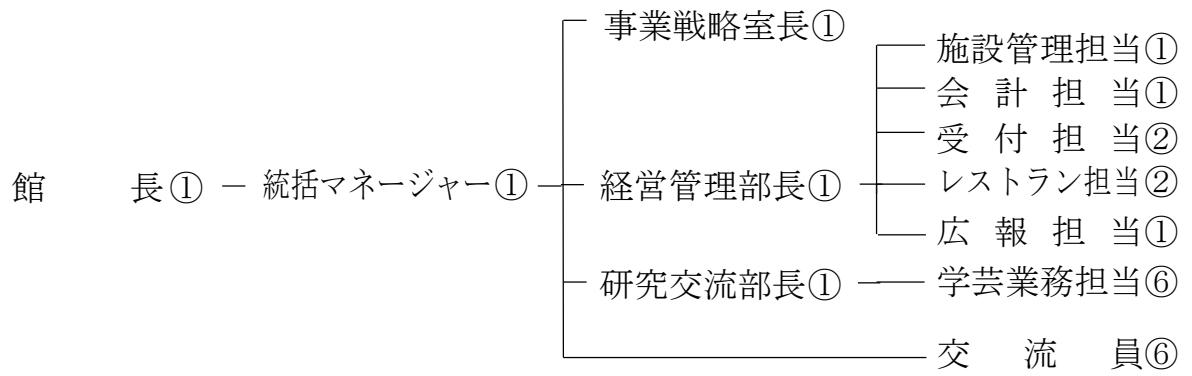
144,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	238,370	236,184	2,186	0.9	
2 利用料金収入	36,247	41,805	△5,558	△13.3	入場料、駐車場収入料
3 自主事業収入	13,450	13,200	250	1.9	レストラン収入等
収入合計	288,067	291,189	△3,122	△1.1	
1 人件費	116,809	117,235	△426	△0.4	
2 事務・管理経費	7,604	7,534	70	0.9	消耗品、旅費等
3 情報システム 運用費	7,211	7,145	66	0.9	PC借上料等
4 展示・教育普及 事業費	13,442	13,704	△262	△1.9	特別展・企画展開催費等
5 広報費	7,407	7,339	68	0.9	
6 施設管理費	122,144	125,032	△2,888	△2.3	光熱水費、施設維持管理費
7 自主事業運営費	13,450	13,200	250	1.9	レストラン運営費等
支出合計	288,067	291,189	△3,122	△1.1	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 24人



※ ○内の数は、職員数を表す。

# 令和2年度における指定管理者の選定について

令和2年度末に指定期間が終了する施設について、令和3年度からの指定管理者を次のとおり選定する予定です。

## 1 埼玉県立長瀬げんきプラザ

### (1) 施設の概要

#### ア 所在地

秩父郡長瀬町井戸367

#### イ 主な施設内容（詳細については別紙1のとおり）

豊かな秩父の自然の中で、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。

〔 宿泊室22室、研修室2室、和風研修室、食堂、音楽室、美術工芸室、体育館、野外炊事場、芝生広場、グラウンドゴルフコース、ウォークラリーコース 〕

### (2) 選定方法

公募により選定する。

### (3) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 2 埼玉県立小川げんきプラザ

### (1) 施設の概要

#### ア 所在地

比企郡小川町木呂子561

#### イ 主な施設内容（詳細については別紙2のとおり）

金勝山の豊かな自然の中で、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。

〔 宿泊室20室、研修室、プラネタリウム館、集会室、食堂、天体観測室、活動センター、バンガロー10棟、野外炊事場3か所、避難小屋2棟、オリエンテーリングコース 〕

(2) 選定方法

公募により選定する。

(3) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 3 埼玉県立神川げんきプラザ

(1) 施設の概要

ア 所在地

児玉郡神川町池田756

イ 主な施設内容（詳細については別紙3のとおり）

周辺地域の豊かな自然環境や、多様な野外活動施設を活用して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。

〔 宿泊室16室、研修室、講堂、食堂、野外炊事場2か所、体育館、アドベンチャー教育施設、運動広場、ターゲットバードゴルフ場、テニスコート 〕

(2) 選定方法

公募により選定する。

(3) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 4 今後のスケジュール

時期	項目
7月上旬～	募集要項の配布 (現地説明会の開催)
9月上旬～	申請書の受付 選定委員会の審査（外部有識者等で構成）
10月下旬	指定管理者候補者の選定
12月議会	指定議案の提出
令和3年1月	指定管理者の指定、告示
2月議会	令和3年度当初予算案の提出
3月下旬	協定書の締結
4月1日	指定管理業務の開始



## 埼玉県立長瀬げんきプラザの概要

施設名	埼玉県立長瀬げんきプラザ
設置年月	昭和36年4月 長瀬青年の家設置 平成15年4月 長瀬げんきプラザに再編
所在地	秩父郡長瀬町井戸367
設置目的	集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に寄与する。
施設概要	<p>県立長瀬玉淀自然公園に位置し、豊かな秩父の自然の中で、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。</p> <p>施設の周辺には、天然記念物の長瀬岩畳や宝登山などがあり、豊富な観光資源に恵まれており、ラフティング、カヌー、サイクリングなど水辺のスポーツを楽しむことができる。</p> <p>1 敷地面積 10,483㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>ア 管理研修棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積737㎡</p> <p>イ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積1,932㎡</p> <p>ウ 体育館 鉄筋コンクリート造1階建 延床面積846㎡</p> <p>3 利用定員</p> <p>宿泊室 100名</p> <p>第1研修室 60名</p> <p>第2研修室 80名</p> <p>食堂 100名</p>
施設内容	宿泊室22室、研修室2室、和風研修室、食堂、音楽室、美術工芸室、体育館、野外炊事場、芝生広場、グラウンドゴルフコース、ウォークラリーコース

## 埼玉県立小川げんきプラザの概要

施設名	埼玉県立小川げんきプラザ
設置年月	昭和46年10月 小川少年自然の家設置 平成15年 4月 小川げんきプラザに再編
所在地	比企郡小川町木呂子561
設置目的	集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に寄与する。
施設概要	<p>金勝山の豊かな自然の中で、プラネタリウムや野外活動施設を活用し、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。</p> <p>金勝山山頂を中心とした43万㎡の敷地内には、縦横に遊歩道が整備されており、スタンプラリーなどを楽しむことができる。</p> <p>1 敷地面積 430,917㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>ア 本館 鉄筋コンクリート造5階建 延床面積2,961㎡</p> <p>イ 活動センター 鉄骨造2階建、延床面積945㎡</p> <p>ウ バンガロー 木造10棟、延床面積304㎡</p> <p>3 利用定員</p> <p>本館 宿泊室 150名 プラネタリウム館 126名 集会室 150名 食堂 180名 活動センター 150名 バンガロー 100名</p>
施設内容	宿泊室20室、研修室、プラネタリウム館、集会室、食堂、天体観測室、活動センター、バンガロー10棟、野外炊事場3か所、避難小屋2棟、オリエンテーリングコース

## 埼玉県立神川げんきプラザの概要

施設名	埼玉県立神川げんきプラザ
設置年月	昭和48年10月 神川青年の家設置 平成15年 4月 神川げんきプラザに再編
所在地	児玉郡神川町池田756
設置目的	集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に寄与する。
施設概要	<p>県立上武自然公園に位置し、周辺の豊かな自然環境や、多様な野外活動施設を活用して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。</p> <p>宿泊定員100名の本館のほかに、アドベンチャー教育施設、運動広場、体育館、講堂など様々な施設があり、スポーツや文化活動に多様な活用ができる施設である。</p> <p>1 敷地面積 58,283㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>ア 本館 鉄筋コンクリート造3階建（一部地階） 延床面積1,561㎡</p> <p>イ 体育館 鉄骨造1階建、延床面積852㎡</p> <p>ウ 屋外施設 運動広場、ターゲットバードゴルフ場（18ホール）、テニスコート（1面）</p> <p>3 利用定員</p> <p>宿泊室 100名</p> <p>研修室 30名</p> <p>講堂 100名</p> <p>食堂 100名</p>
施設内容	宿泊室16室、研修室、講堂、食堂、野外炊事場2か所、体育館、アドベンチャー教育施設、運動広場、ターゲットバードゴルフ場、テニスコート

# 文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室  
令和 2 年 6 月 2 9 日 (月)  
10:01 開会～14:43 閉会  
(休憩 11:06～11:11  
11:48～13:01  
14:14～14:21)

## 1. 議案

【第 88 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算 (第 5 号) のうち教育局関係】  
【第 97 号議案 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算 (第 6 号) のうち教育局関係】

Q : 88 号議案と 97 号議案について伺いたい。

88 号議案について、「情報教育推進費」の中で「通信回線の整備」とある。いわゆる G I G A スクール構想が進んでいるが、その整備とどう違うのか。端末整備は B Y O D で対応し、家庭で所有しているものを前提としているが、所有していない生徒へはどのように対応するのか。

オンライン教育については、先日の委員会でも私からも指摘したように、教員が活用できなければ、意味がない。今回の予算計上に際し、オンライン教育についての教員への対応は、どのように考えているか。

97 号議案について、「学校教育総合支援事業費」として、学習指導員の配置に多額の予算が計上されているが、何人をどれだけの期間雇用するのか。

また、「中学校・高等学校・特別支援学校管理費」は、各県立学校に保健衛生用品や教材等の購入に必要な経費を措置するという事を考えているようだが、4 月の補正予算でも同じような、県立学校に対して計上された内容があったと思うが、それとどう違うのか。

(高校教育指導課長)

A : 御質問に順次回答させていただきます。

まず、家庭に端末がない生徒への対応についてでございますが、モバイルルーターとともに学校にあるタブレット端末を貸し出す予定でございます。

それから、オンライン学習を実施するための教員の研修が必要になるという御質問でございますが、まずは、同時双方向通信を実現するためのアプリケーションの使い方や効果的な活用方法を、学校現場に定着させるために、総合教育センターによる技術的な指導支援を行ってまいります。

さらに、教員に対しまして、I C T 活用に関する各種研修を計画的に実施し、整備したものが十分に活用されるよう支援してまいります。

また、G I G A スクール構想との整備の違いについてでございますが、G I G A スクール構想では校内のネットワークの張り替えが行われますが、今回、予算計上しているものは、校内のネットワークではなく、外部から各校に専用回線を引いてくるということが違いとなります。

(義務教育指導課長)

A : 学習指導員について答弁申し上げます。第 6 号補正の学習指導員につきましては、市町村に対して支援するもので、国のモデルに従いまして、小学校 2 人、中学校 1 人を配置するもので、総計 1, 7 6 0 人の配置に必要な予算を計上しております。

す。期間でございますが、28週となっております。

(財務課長)

A : 学校の管理費についての御質問ですが、6号補正の管理費につきましては、学校における感染症対策を徹底しながら、子供たちの学習を保障するため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するための経費で、各学校の学級数や教員数等の規模に応じて配分するものでございます。

4月補正予算では、保健衛生用品について、当面の3か月分の経費の措置をさせていただきましたが、今回の6号補正予算では、通年分の保健衛生用品と学習保障に関する経費を要求させていただいたものでございます。

Q : 更問を何点かさせていただく。

生徒に貸し出すモバイルルーターや端末を重過失なく破損してしまったり、壊してしまった場合の保証はどのように対処するのか。

また、学習指導員について、本事業の根拠となっているのは、文部科学省が各都道府県教育委員会に4月21日に発出した依頼だと思われるが、その文書の中では、「想定される事業内容や今回の非常時・緊急時という特性を踏まえ、必要に応じた資格要件を緩和し、幅広く人材確保ができるよう留意いただきたい」と記載されている。緊急時に限って行うということだが、28週という短期間で重責を全うできる人材を集めることができるのか。

また、4月補正で、文科省のマニュアルにも書いてある「いろいろなところの消毒を毎日しなくてはならない」ということが、可能なのかを質問させていただいた。今回も、可能なものであるとの考えかお聞きしたい。

(高校教育指導課長)

A : 貸出しの際、破損した場合につきましては、ケースバイケースで判断してまいります。

(義務教育指導課長)

A : 学習指導員の人材確保についてでございます。

まず、配置される人材は、非常に重い責任を担っているという御指摘については、委員お話のとおりでございます。

学習の遅れを取り戻すことについては、学習指導員のみには担わせるということではなく、教員も学習指導員と連携して取り組むものだと考えております。

人材確保が可能かという点につきましては、文部科学省から人材バンクというのが、各都道府県教育委員会に対して提供されております。その中では、今回の事業に対応できる退職教員や教員志望の大学生の方々が手を挙げております。こうしたものを活用しながら人材の確保を図っていきたいと考えております。

(保健体育課長)

A : 学校の消毒についての御質問ですが、4月補正のときに答弁させていただいたとおり、県立学校における消毒対応は、クラスについては担任の教員が、それ以外のところは担任以外の教員が消毒に当たるという考えでございます。

委員御指摘のとおり、確かに職務について負担となる部分もあろうかと思いますが、全ての教員が協力をして、消毒をしていけるように指導してまいります。

Q : ケースバイケースと答弁があったが、状況の判断により言い合いになってしまうことがある。契約の際、紙面でトラブルがないような形にしてほしいと思うが、どのように考えているか。

(高校教育指導課長)

A： 貸し出す際には、生徒や保護者に理解を得た上で対応してまいります。

Q： もう少し具体的にというか、何でもそうだが、レンタカーを借りるときにも責任を明確にするはずである。あまり曖昧にしておく、結構危ない。御承知のように、精密機械はどこが悪いかわからず壊れてしまうことがある。特に、普段使うものでも当たり外れがあるように様々なことがある。そのようなことについて、どのような考えを持っているのか。

(高校教育指導課長)

A： 貸出しを考えているのは、リース品の端末と買取りとなるモバイルルーターになります。端末の保証については、リース会社が契約している保険会社の範疇<sup>ちゆう</sup>になりますので、こういうケースにはこう対応するというものは、分かる限り調べさせていただきます、例えば書面にしてお知らせし、それを御理解いただいた上でトラブルがないようにしてまいりたいと考えております。

Q： リース料は借りた本人ではなく、学校側が負担するという理解でよいか。

(高校教育指導課長)

A： 県の負担でございます。

Q： 何点か伺いたい。

「情報教育推進費」ということで、今も少しお話があったが、補正額が5億8,000万円ほどとなっているが、こちらの積算根拠を教えてください。例えば貸出し用モバイルルーターの整備とあるが、現時点で、具体的にどのくらいの割合の生徒がインターネット環境がなく、何台くらい必要ということ把握しているのか。

教員に研修を行っていくと話があったが、この間、試行錯誤しながらオンライン授業をやってきたと思うが、具体的にどういう課題があったと把握しているのか。

続いて、5号・6号補正併せて学習指導員について、具体的な採用スケジュールを伺う。また、採用された場合の職務内容や人材バンクに登録されている人材を活用と言っていたが、採用されるに当たってほかに資格が必要なのか。

また、外部人材配置費について、スクール・サポート・スタッフの配置とあるが、何か必要な応募資格があるのか、どのようなスケジュールで採用を行うのか、どのような職務を行うのかについて伺う。

最後に、「新型コロナウイルス県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業」だが、学校において、修学旅行を中止するところと実施するところが出た場合、不公平感が生徒の間で出るおそれがあると思うが、県教育委員会として、中止にするか実施にするか、こういった考えを示す考えがあるのか。

(高校教育指導課長)

A： まず「情報教育推進費」の中のモバイルルーターに関する部分は、事前にICT環境のない家庭を調査いたしまして、県立中学・高校につきましては2,719台、特別支援学校につきまして、1,743台分を予算計上させていただいております。なお、こちらにつきましては、実際に購入する際には、改めて調査を実施する予定でございます。

次に、臨時休業中に実施したオンライン学習の課題についてですが、教員のICTスキルによって、取組状況に差が生じてしまったり、リアルタイムで生徒の反応や理解や定着度がなかなか分からないという課題が出てきました。こういった課題につきましては、研修等で対応していきたいと考えております。

また、修学旅行についてでございますが、実施については、行き先や日程、各学校の実情に応じて校長が判断することが適当であると考えております。各学校では、現状における実施の可否の判断に際して、目的地等の状況や現地の医療体制等、生徒の心情を考慮した上で、キャンセル料と保護者負担にも配慮するように通知しているところでございます。県といたしましては、校長と情報交換を緊密に行いながら、学校現場を支援していきたいと考えています。

(義務教育指導課長)

A： 学習指導員の採用スケジュールにつきましては、予算をお認めいただいた後に、順次、各市町村教育委員会で採用をいたします。

職務内容につきましては、まず一つは補習です。臨時休業に伴う学習の遅れが生じておりますので、必要な子供に補習を行います。また、授業の中でティームティーチングなどを行うことも職務の一つとなります。具体的に申し上げますと、教室の中で授業内容が十分に理解できていないと思われる子供に学習指導員がついて、個別にフォローする、といったものでございます。

次に、資格についてでございます。先ほど申し上げた人材バンクへの登録は、資格要件はございません。また、今回、学習指導員については、国も特別な資格要件を設けておりませんし、本県でも設けておりません。一方、質の確保については、市町村教育委員会が面談を行って、能力や適性を判断するものと考えております。

(小中学校人事課長)

A： スクール・サポート・スタッフの応募資格につきましては、学習指導員と同様に資格要件はございません。地域の人材等を活用、あるいは大学生等の活用を考えております。採用スケジュールにつきましては、学習指導員と同様に本議会で承認いただきました後に、市町村の方で面接を行い採用という形になるかと思っております。市町村によっては補正を組む場合がございますので、そういった場合は9月にずれ込むこともございます。これは市町村によって分かれてしまうかと考えております。

続きまして、職務内容でございますが、今回配置するスクール・サポート・スタッフにつきましては、コロナ対策のための教職員の業務補助を目的としております。具体的には、子供の健康観察の取りまとめ作業、家庭との連絡増加に伴う業務の補助、そして、教室内の換気・消毒等の感染症対策の業務を中心にやっていただきたいと考えております。

Q： 5号補正の「情報教育推進費」について、県立学校のオンライン授業の環境整備等のため、通信回線を100メガから2.5ギガまで増やすということだが、増やすことで何が違って、どこまでのことが可能になるのか具体的に教えてほしい。

また、「ゆとりある障害児教育推進事業費」について、特別支援学校の小・中学生に1人1台タブレットなどを提供するということだと思うが、特別支援学校なので子供たちにしっかりと使いこなしていただくために慎重な指導や教育が必要だと思うが、しっかりと使いこなしてもらうためどういった指導があるのか、丁寧に指導いただくということだと思うが具体的に教えていただきたい。

次に、6号補正の「学校体育振興費」についてだが、6月の臨時文教委員会の時にぜひとも高野連、高体連に補助して、今までの目的のために頑張ってきた生徒たちに対する報いの大会を支援してほしいと言った。

今回、1,000万円という形で予算が計上されている。

高体連、高野連に合わせて1,000万円ということだが、この補助金が具体的にどういった形で使われていくのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： 御質問の回線の整備についてでございますが、これによって何が変わるのかということですが、臨時休業等の緊急時におきまして、同時双方向型のオンライン学習

が実現できるようになります。

また、平常時におきましても、新規回線をいわゆるBYOD回線として使用することで、高校におきましても、1人1台環境を実現することができると考えております。

(特別支援教育課長)

A： 特別支援学校におけるICTの活用についてでございますが、一番大切なことは子供たちがICTに対して興味を持つことだと思っております。それに向けまして、6月中に教員によるプロジェクトチームを立ち上げまして、こういった活用ができるのかも含めまして、教員への研修を整理してまいりたいと思っております。

(保健体育課長)

A： 代替大会の経費の使い方について、御説明させていただきます。まず、対象経費につきましては、委員御指摘のとおり、高等学校の野球については高等学校野球連盟、その他の競技につきましては高等学校体育連盟の方に、必要経費を勘案して1,000万円を按分して補助をしております。具体的な内容につきましては、施設の借用料であったり、審判員であったり、医師・看護師等の謝金、旅費等、アルコール手指消毒薬等保健衛生用品等に対して補助するものでございます。

**Q： 確認だが、高野連、高体連の補助は、必要などころに必要な分を充当するという  
ことをしっかり協議した上で決まるものかを確認したい。**

(保健体育課長)

A： おっしゃるとおりでございます。現在、高等学校野球連盟につきましては、代替大会の開催が決定しております。その必要経費について確認しております。

また、高等学校体育連盟については、各競技団体において、計画を作成中であり、現在25競技団体から提出されている経費の合計額を按分しているところでございます。

**Q： スクール・サポート・スタッフの予算の考え方について確認したい。ス  
クール・サポート・スタッフを配置する市町村の補助ということだが、対象は全ての  
小・中学校ということによいのか。また、市町村負担はどうなっているのか。**

(小中学校人事課長)

A： 今回の配置につきましては、令和2年度当初予算でスクール・サポート・スタッフを配置する市町村が32市町276校でございます。それ以外の全ての小・中学校に781人を配置する予定で動いております。経費に関しましては、国庫支出金が1/3で、残りの2/3は地方創生臨時交付金を利用し国と県で負担するという形になります。ただし、旅費、社会保険料につきましては市町村の方で持ち出しをしていただくという形になります。

**Q： 当初予算のスクール・サポート・スタッフの業務は、働き方改革の一環として教  
員の負担を軽減するものでコロナ対策は想定していないが、今回は新たにコロナ対  
策での補助業務という、同じ名前ではあるが全く異なる業務内容となっている。し  
たがって本来は今回の補正対象外である設置済みの市町村に対して、業務量分を県  
が補助すべきではないか。当初予算では市町村負担が1/3ということであるが、  
当初のスタッフを配置する市町村についてもコロナ対策業務は当然行うと思う。そ  
の金額は市町村の持ち出しということになり、非常に不公平であるとするが、県  
の予算措置はないのか。**



(小中学校人事課長)

A : 当初配置しているスクール・サポート・スタッフにつきましては、教員の業務補助を目的として配置をさせていただきました。その後、コロナの影響により今回の緊急配置ということで新たにスクール・サポート・スタッフを配置するための予算を計上させていただきました。今回は消毒等といったコロナ対策に特化したものになりますが、今まで配置していたスクール・サポート・スタッフにも教員の業務補助の一環でそうした業務と一緒に現在やっただけしているのが現状でございます。年度当初に配置するスクール・サポート・スタッフは教員の負担を少しでも軽減するという目的で配置をしておりますので、一部業務をお願いしております。

次に1/3の財政負担を市町村の方に年度当初お願いしている点についてでございます。今回のスクール・サポート・スタッフ配置について、年度当初配置している市町村にもこちらで確認をさせていただきました。今回は緊急的な配置であり、次年度以降、市町村が主体的に働き方改革に取り組むためには、市町村で予算を負担し、その後市町村の中で予算を組み立ててやっていきたいというお気持ち強いという現状でございます。市町村で1/3負担したのにといいではなく、市町村として継続的にやっていきたいという希望が多かった現状でございます。こちらにつきましてはこういった考えで取組をさせていただきました。

**Q : 当初スクール・サポート・スタッフを配置した市町村からは、今回加わる業務についての予算措置の要望はなかったのか。また、県としての予算の考え方はどのようなものか。**

(小中学校人事課長)

A : 今回、国は緊急措置ということで今年度のみ配置と予想されます。スクール・サポート・スタッフにつきましては、現在、働き方改革の一環で配置いただいておりますが、こちらについても今後、力を入れて県の方で市町村を支援させていただいて、継続的にそれができるように、というのが県の今の考え方でございます。

**Q : 今回、業務が新しく加わるわけだが、そういうものに対して、国からお金をもらって国庫10/10だからその分だけでやってもらうということではなく、県全体で平等にということであれば、県単でも予算措置すべきではないか。差があるのはおかしい。**

(小中学校人事課長)

A : 委員がおっしゃるとおり、当初予算で配置している市町村に予算措置しない、というお話がございますが、今回、学びの保障ということでトータル的にスクール・サポート・スタッフ、学習指導員等も含め学校を支援させていただいております。こちらにつきましては、県の方でこれ以上の財政的な支援は厳しい現状がございますので、今回のお話を受け、今後のスクール・サポート・スタッフの配置について研究させていただきます。

**○ : この予算に限らず、国の予算が付いたためその部分だけ執行するという姿勢ではなく、教育としてどのようにして県全体の教育環境を整えるかといった観点で考えていただきたい。**

**Q : 3点伺いたい。資料2、5号補正の関係で、「指導内容充実費」、「学校教育総合支援事業費」として学習指導員の配置に係る予算が計上されている。同じ名称で6号補正の方でも計上されているが、5号補正に関しては補習等の補助という性格を持った学習指導員であると聞いている。各校に1名ずつ配置されると確認しているが補習等の補助は教員の傍らで学習指導員が補助する場合と、単独で行う場合が**

想定されるが、聞いたところでは大学生や教諭OB等、指導力に差異があるのではないかと感じる。学校の規模、生徒数あるいは休校中の学びの状況で補習が必要な状況、指導力が必要な状況が異なると思う。実効性を高めるためにも、この辺りをどのような形で補習をうまく進めていくつもりなのか、考えを聞きたい。

続いて、「情報教育推進費」である。先ほど、委員の皆様から質疑があったところかと思うが、緊急時への対応で、これは大変急務だと思っている。東京都も昨日60名の新規感染という状態で、中国の方でも都市封鎖を考えている。第2波がいつ来るか全く分からないような状況である。そういった意味では、これは急いでやっていかないといけない話で、その中で教員のスキル等で課題があって、研修を行っていったという話もあった。前回の学校休業中の様々な課題をすぐに生かして、緊急時、第2波に備えるという部分で早急に取り組んでいく必要があると思うが、今後、どのようなスケジュール感で考えているのか。また、通信回線の整備ということで計上されているが、高速・大容量という形に今のネットワーク環境を変えていくという話だが、確か一般質問でも答弁があったかと思うが、10月から工事に入って、完成するのが更に先の話といった状況なので、2.5ギガの設定が恐らく難しいだろうと思う。そういった状況でも急ぎ何ができるのかということを考えていかないとと思うが、その辺の今後のスケジュール感というか方針、とにかくあるものでどうにかして、子供たちの学びを止めないということが重要だと考えている。その辺の考えを確認したい。それから資料の表現の中に、緊急時においてではなく、緊急時においてもという形になっているが、先ほど、通常時においても通信回線を活用していくという話だったが、オンライン教育に限らず、ICTをどういうふうにこれから活用していくのかが、非常に重要な観点になってくると思うが、この辺も並行して取り組んでいかないといけない話だと思っている。端末の整備も、例えば、ある高校ではクロームブックを入れたり、一律の基準を示して、各学校で保護者が教材や、文具のような形で購入する形だと思うが、この辺をかなり前倒しにしてやっていく必要があると思うが、その辺のスケジュール感、オンライン教育でインタラクティブにやるという以外にも、家庭での学びということでAIドリルを活用したりだとか、各自治体でいろいろと工夫もされているところもあるかと思うが、その辺の考えも確認したい。

資料3の6号補正の中で「新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費」ということで計上されているわけだが、多くの学校が延期をしたり、まだ実施をしていない中で、今後、判断していく状況かもしれないが、中には既に中止の決定をしているような学校もあると聞いている。そういった学校がどのくらいあって、そこに対してのフォローというのはどういった形になるのか。

(義務教育指導課長)

A： 学習指導員の人材の確保についてでございます。退職教員になる場合と大学生になる場合でスキルに差があるのは御指摘のとおりでございます。先ほど御答弁させていただきましたが、大事なことは、教員の方が指導員任せにするのではなく、しっかりと子供の学びの保障に積極的に関わることでありと考えております。そうしたことから、教員との打合せを十分に行うことや、5号補正と6号補正の学習指導員を同じ人物が行うことで、「この子が授業中に分からなかったことはどういうことなのか」を学習指導員も把握をした上で、放課後にどのような指導を行うかということと考えられるかと思われまいます。こうした工夫を行い、子供たちの学びの遅れを取り戻してまいりたいと考えております。

(高校教育指導課長)

A： 第2波への備えということでございますが、まず、いわゆる回線の整備の前に第2波が来てしまったような場合につきましては、まずは、インターネット環境のない生徒へのモバイルルーターですとか、端末を貸与するなど、全ての生徒がオンライン学習を受けられるような環境を作り、これが行われた上で、例えば、授業動画、

解説動画の配信ですとか、課題の配布・回収、WEBテストの実施などにより、生徒の家庭学習の実施状況や成果を確認し、学習評価に反映していくとともに、学習支援を継続していくというようなことになろうかと思えます。第2波までに回線が間に合った場合につきましては、当然、同時双方向のオンライン授業を実施していくと考えております。第2波の備えについてのスケジュール感ということでございますけれども、現在、学校教育の情報化の推進に関する法律を受けまして、県の学校教育情報化推進計画策定に向けての検討会議を設けております。この中でオンライン学習の計画について、併せて、現在検討を進めているところでございます。

続きまして、修学旅行のキャンセル料についてのお尋ねでございます。現在、把握できているところでは、既に修学旅行を中止をしてキャンセル料が発生した学校は、県立高校で2校ございます。その際、キャンセル料につきましては、保護者が負担をしておりますので、今回の補正予算がお認めいただきましたところで、遡って、こちらの方の補助を行うということで対応してまいりたいと考えております。

**Q：** 学習指導員について、5号補正の学習指導員と6号補正の学習指導員を兼ねるということであるが、その方が授業中と放課後を両方見るということか。それは可能であるとのことであるが、生徒の規模や休校中の学習状況によって異なる点については、それだけで対応できるのか。難しいと思われるが、それ以外の対応についても見解を伺いたい。

それと「情報教育推進費」について、学校によってきちんと休校中の学びが進んでいたかどうか、うまく確認できていたかどうか、教員の研修についても時間が掛かる話だと思うので、スピード感というか、今のうちから固めてできる内容をしっかりやっていかないと難しい。3月に整備が終わるとのことだが、ある意味ではそれを確認しない前提での組立てみたいなのが必要かと思う。その辺をちょっと急いで構築していただきたいと考えるが、最後にその点を確認したい。

(義務教育指導課長)

**A：** 5号補正と6号補正の兼務について、例えば大学生については、1日中、補習等に携わることは、困難でございますので、あくまで工夫の一つの例ということで御説明させていただきました。他に工夫できることでございますが、例えば、学校が1校当たりの予算の範囲内で時間を絞る代わりに複数人の指導員を配置することや、各市町村において予算の範囲内で柔軟に対応するということが可能でありますので、課題が多い学校に人を多く配置するといった取組もできるようにしてまいりたいと思えます。

(高校教育指導課長)

**A：** 新たな回線の整備に関する御質問についてでございますけれども、臨時休業中に学校にいろいろな取組をしていただき、こちらも条件整備を進めてまいりました。その中でできてきたことを、現在、各学校から情報を集めているところでございます。好事例をまとめて学校の方へ周知し、県としてもその内容を分析いたしまして、最低こうしたことは学校の方で行っていただきたいといったことをまとめて示していきたいと思えます。また、これに対して、教員はどういったスキルが必要かということも明らかにした上で、学校が第2波に備えて今からできることを、速やかに進められるよう、しっかりと準備をしてまいりたいと考えております。

**Q：** 学習指導員について伺う。5号補正と6号補正両方で学習指導員が計上されている。5号補正は補習の役割、6号補正は休業中のティームティーチングを行うと聞いている。補習のイメージだが、放課後、土曜日になると思うが、希望者を対象としたものなのか。あるいは、成績などを踏まえて学校側が対象者を定めるのか。

また、5号補正と6号補正の違いとして、ティームティーチングも重要だと思うが、休業中に学習できなかった部分を補習によりどう保障するかということが重要

だと思う。6号補正の指導員も補習をしっかりと行うというのが重要だと思うがどうか。

人材バンクについて、市町村がそこから雇うということだが、どのようなものか。また、せっかくの機会であるので、やる気のある大学生を捉えることが重要だと思うができるのか。

(義務教育指導課長)

A： 補習のイメージでございますが、こちらは事業目的が臨時休業中の学習の遅れを取り戻すといったことでございます。そのため、できる子供や希望者に補習を行うというよりも、理解が不十分だと思われる子供などに教員が声を掛け、補習等の対象とするものと想定しております。

6号補正の学習指導員について、補習を行うことが重要なのではないかとのことですが、学習の遅れを取り戻していくためには、授業中に理解が進んでいない子供がいた場合は、放課後に補習を実施するという事は重要であると考えております。

人材バンクについてでございますが、国がインターネット上で「学習指導員になりたい人は登録してください」と募集をしているものでございます。その上で登録をした方について、都道府県に登録者の名簿が送付されてまいります。

大学生を雇うことについてでございますが、今回、大学においても教育実習ができないという状況があることから、国において、学習指導員としての活動を教育実習の一部として代替可能とする特例が設けられております。こうした特例があることをしっかりと大学へ周知するなどし、人材確保に努めてまいります。

Q： 教育実習の代替については重要なことだと思うので、ぜひ優秀な学生をキャッチしてほしい。補習のイメージについてであるが、あの子は補習の対象である、勉強ができないと捉えられるなど、物議を醸さないか。

(義務教育指導課長)

A： 重要な御指摘だと思われまます。そういったことがないよう、市町村が事業を実施していく中で、子供たちの心理的な部分にも配慮して事業を運営できるよう、支援してまいります。

Q： 第88号議案の第5号補正について、子供たちの学習の遅れと格差の拡大、心身のストレスは、教育現場に手厚く、柔軟な教育を求めている。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3か月もの休業なので、子供に計り知れない影響を与えている。

そして、何より長期に授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらした。保護者からは、とても教えられないと悲鳴があがっている。私の元にも、受験を前にして、県としてもしっかりと取り組んでほしいと、議会で取り上げて質問してほしいと、要望が来ている。

また、ネット教材に取り組んだ子供もいれば、勉強が手に付かなかった子供もいる。長期の休業は、子供の学力の差を広げた点でも深刻だが、子供の各種アンケートをみると、イライラする・眠れない・何もやる気がしない・死にたい、といった子供の痛切な声がかかっている。こうした子供を受け止める手厚い教育、これには手間も時間も掛かると思う。今、学習指導員の教育実習にも役立てると話があった。学習指導員について集中的に質疑がされているが、教員でさえも大変だし、教員が学習指導員を指導して打合せをしたりすると、教員の負担もある。親も子供も教員も、このコロナでくたくたになっている。これをどうしていくかについては、本来なら密を避けるという点で、40人ではなく、20人にして教員をきちんと配置していくとか、教員を目指す人と一緒に子供の学習の遅れを取り戻すために、一緒にやりましょうというような構えが必要だと考えている。

今回の予算では、学習指導員を1,760人配置するというものだったが、こう

いう方向で、受験を控えている子供やお母さん方の願いを補習だけで行えるのか、もっときめ細かく行えるようきちんと予算を確保してもらいたい。

私たちは、教員の大幅な増員を求めてきた。教員の増員が、今回のコロナ対応では必要と考えるが、いかがか。

また、97号の6号補正についても、同じように学習の遅れの解消のために、手厚い教育が必要であり、今こそ教員の増員が必要と考えるが、いかがか。

最後に、スクールバスの運行費3億5,600万円が計上されており、感染リスク低減のために乗車率の高いバスについて増便を実施したということだが、これで終わりではなく、第2波が来る可能性もあるし、今後については、どのような見通しを持っているのか、また、これで密が解消され通学できるようになったのか伺いたい。

(義務教育指導課長)

A： 学習指導員の関係についてお答え申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う学習の遅れへの対応ということで、この事業を計上しておりますが、この事業だけで子供たちの学習の遅れを解消すべきものではありません。例えば、ICTの活用や各学校におけるカリキュラムマネジメントなど、そういったこと全体を通じて子供たちの学習の遅れを解消していこうという考え方でございます。

その上で、教員の方々も当然、学びの遅れ解消のために執務をしていきますし、御指摘のように、逆に指導員の指導で教員の負担が増えるのではないかという点については、この現状を教員だけに担わせてしまうと、より一層教員の負担が増えるものと考えており、この度、学習指導員という形で予算の審議をお願いしております。

また、高校受験を控えた子供たちへの進路指導につきまして、特に中学校3年生については、複数年度にわたるカリキュラム編成が認められておりませんので、しっかりと丁寧に対応を行ってまいりたいと考えております。例えば、分散登校の際は、中学校3年生については回数を多くする、補習についてもより丁寧に対応するということが考えられます。国からも進路指導については通知が出ておりますので、子供たちの心理的な側面も含め、丁寧に対応していきたいと考えております。

(高校教育指導課長)

A： 引き続きまして、高校3年生の進路指導についてでございますが、臨時休業中から個別指導を行うなど、きめ細かな対応をしてまいりました。また、県公立高校入試につきましては、臨時休業による配慮として、学力検査における配慮について現在検討しているところでございます。

**Q： 高校入試については、例えば、習っていないところから出ないとか、そうなれば安心だ。その点についてはいかがか。また、役員を行ったとか部活等の内申書での取扱いについてはどうなるのか。**

(高校教育指導課長)

A： 入試の出題範囲について、現在、検討しているところでございます。決まり次第、お知らせいたします。部活動等の大会が中止となったであるとか、様々な影響があると考えられます。この扱いは、この後、各学校で選抜基準を定めてまいりますので、選抜基準作成のための配慮について、決定後速やかに各学校に通知等してまいります。

**Q： 決まり次第対応するということが、いつ頃なのか。見通しはいかがか。**

(高校教育指導課長)

A： 7月上旬には、発表できるものと考えております。

(県立学校人事課長)

A： 教員の増員についてお話がございましたけれども、御案内のように教員の定数につきましては、国の標準法に基づいております。国による定数改善がなければ、増員・配置は困難な状況でございます。本日、何度かお話が出ておりますが、今回は学習指導員等の対応がございますので、こちらの方での、現場への支援ということで、御理解いただければと思います。

(小中学校人事課長)

A： 小・中学校についても、県立学校と同様の考えではございますが、今回の国の2次補正に係る教員の加配については、小学校6年生、中学校3年生を新たに少人数学級編成する場合を対象としたものでございます。

県内のほとんどの市町村で、6月中に分散登校が終了し、通常登校に戻る予定で動いております。そのため市町村に確認したところ、通常登校後も最終学年を少人数学級編成して指導したいという学校は、小学校数校のみでございました。それらの学校につきましては、既存の予算の範囲内で対応したいと考えております。

(特別支援教育課長)

A： スクールバスにつきまして申し上げます。4月の段階で乗車率82%を超える34台につきまして予算を認めていただいたところでございます。特別支援学校の通常日課が開始された6月22日より増便を実施しております。一定程度の3密が緩和されたと保護者、学校からは大変好評を頂いているところでございます。

今回の補正につきましては、その状況を今年度一杯実施するための予算でございます。

**Q： バスの増便の関係で今年度一杯は実施することだが、特別支援学校はバスだけでなく教室もないなど非常に過密である。その点も踏まえて過密解消のためバスについては続ける必要があると思うが、引き続きやっていくとなると予算はどれくらいかかるのか。**

また、教員の定数は当然、国で決めるわけであり、国に増員を強く要望すべきだと思うが、この点について、埼玉の教育の現状を踏まえ、教育長はどのように考えるのか。

(特別支援教育課長)

A： スクールバスの増便についてでございます。コロナの状況あるいは学校の状況を踏まえまして今後の増便につきましては検討してまいりたいと思います。費用は、1台あたりおおむね1,000万円で見積もっているところでございます。

(教育長)

A： 一般質問で、守屋議員からの御質問にも、お答えをさせていただきましたが、定数改善につきましては、引き続き、国に要望してまいります。

**Q： スクールバスについて非常にいいことだと思うが、継続できるものであれば先々まで考えてもらう必要もあろうかと思う。4月の補正で3か月、6月22日から実施したということだが、単純に計算すると金額が符合しない部分があるので4月補正で対応したものが何日間で、6号補正で認められれば対応する日数が何日間か詳細を教えてください。**

(特別支援教育課長)

A： 4月補正についてでございますが、国の要綱で開始日から3か月となっております。

すので、6月22日に開始をして、9月18日までとなっております。また、9月18日から3月25日までが今回の6号補正の分でございます。

**Q：** 計算してみると違うので、休業期間も含まれると思うが、6月22日から9月18日まで何日間対応すべき日があって、9月18日から3月まで何日あるのか。

(特別支援教育課長)

A： お時間をいただきまして、後ほどお答えいたします。

**Q：** では、資料で提出してもらいたい。

(特別支援教育課長)

A： 委員から御質問いただきましたスクールバスの積算根拠につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず、4月補正の積算根拠ですが、こちらは5月7日から7月21日の平日54日間で最初に積算したものでございます。ただ、国からの要綱が遅れていたり、あるいは通常の登校が6月22日からということがございますので、そこから平日を換算しまして47日間で契約をさせていただいております。

また、6月の補正でございますが、こちらにつきましては、引き続き、3月25日までの平日と土曜日の140日間ということで積算をさせていただいております。大変申し訳ありませんでした。

**Q：** 「情報教育推進費」について、モバイルルーターの貸出しに関して、借りる方からしてみれば心苦しいところもある方いると思うが、どのような手続で、周囲の配慮はどのように行うのか。

また、借りるということは財政的に厳しい家庭が多いと思う。リースにしても買取りにしても、よほど故意ではなければ保険で対応するべきで、契約の時にやるべきと考えるが、県の考え方を教えてほしい。

(高校教育指導課長)

A： モバイルルーターの調査の際の配慮ですが、先ほどの補習の配慮と同様、直接ではなく全体から回収して周りには分からない形とするなど、配慮させていただきます。

それから保険の件ですが、モバイルルーターは費用対効果を踏まえまして、買取りとしているため、メーカー保証が付いております。この場合、故意や重過失の場合は、基本的にはメーカー保証の対象となりませんが、事故の状況など様々でございますので、個々の状況に応じて対応してまいります。

**Q：** 直接聞かないで全体で聞くということだったが、そうすると、本当は必要だが言わない生徒がいると思うが、どのように対応するのか。

(高校教育指導課長)

A： 全体場で聞くということではなくて、一人一人に紙を配布してこれを回収して調査するというところでございます。

## 【第93号議案 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例】

質疑なし

**【第94号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例】**

質疑なし

## **2. 行政報告**

**【指定管理者に係る令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について】  
【令和2年度における指定管理者の選定について】**

Q： 令和2年度における指定管理者の選定について質問する。指定管理者の選定において危機管理に関してどのような基準で行われているのかについてである。5年前の長瀬げんきプラザの募集要項を見てみたが、その中では危機管理に対して、基本方針を示してくださいと応募する会社に求め、これを審査するという形を取っている。しかし、危機管理というものは県でマニュアルを策定して、これを遵守させるようなことを指定管理者に求め、遵守できる指定管理業者を選定すべきだと考えるが、いかがか。

(生涯学習推進課長)

A： 危機管理に係る考え方についてでございますが、企画財政部から指定管理者制度導入の手續に係る基本方針のガイドラインが出ておりまして、この中で、事業計画書の中に危機管理に対する方針を記載させることになっております。これに従いまして、募集要項では危機管理に関する基本方針を事業計画に記載するようにお願いしております。なお、応募する会社の多くは、ビルの管理を主たる事業としており、しっかりとした危機管理に関する方針を示しております。今回についてもしっかりと危機管理の提案がなされるものと考えております。

Q： 指定管理者に選ばれる業者を信頼しているということだと思うが、危機管理というのは人命に関わることでもあるので、万が一何かあったときに、県は指定管理者に全てを任せているから責任はないんですよというわけにはいかないと思う。様々なげんきプラザがあるが、県でマニュアルを作成して、統一の基準を作成すべきと考える。今の答弁だと、全部指定管理者に任せるといふように聞こえる。審査内容によっては、重要な危機管理のポイントというものを見逃してしまうという懸念を抱くのだが、いかがか。

(生涯学習推進課長)

A： げんきプラザにつきましては、県立が6所ございます。このうち4所が指定管理者となっており、2所が直営となっております。直営ではきちんとした危機管理マニュアルを作成しております。候補者が決まりましたら、指定管理者とは協定書を結ぶこととなりますので、直営での危機管理マニュアルを踏まえ、不足があるようであればしっかりと協議をいたしまして、危機管理に関する対応を遺漏のないようにしてまいりたいと存じます。

Q： コロナ禍において企業業績が大変な時に、利益率が高くないような事業に応募してくる業者がどのくらいあるのか心配している。今までも2・3件の応募があり、この中から選考するということを行ってきたが、基準を満たさない業者しか応募がなかった場合、該当者なしで済まされるとか随意によるとか、どのような対応になるのか。



(生涯学習推進課長)

A : 長瀬、小川、神川のげんきプラザにつきましては、今回は3回目の指定ということになります。長瀬げんきプラザにつきましては、応募者数が第1回目は3者、第2回目は2者、小川げんきプラザは、応募者数が第1回目は2者、第2回目は2者、神川げんきプラザは、応募者数が第1回目は3者、第2回目は1者となっており、応募者数は確保されていると考えております。

今後、広く応募を募るために、県外の同様な施設の管理を行う業者に情報提供していきたいと考えております。指定管理者に適した応募がなかった等の場合は、再度公募を行ったり、随意による指定を行ったりすることになりますが、このような事態にならないよう努めてまいります。

### 3. 所管事務調査

#### 【埼玉県学力・学習状況調査について】

Q : まず初めに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、今年の3月に御承知の通り全国の学力・学習状況調査がいち早く国の方で中止の決定が下された。このような状況の中で、埼玉県は、独自の県学力・学習状況調査を、昨年の5年目に引き続き、今年6年目の調査を行うということで、各市町村に5月の段階で実施の意向調査を行ったところ、62市町村中4市町が調査をしない、辞退をすると表明したと聞いているが、今日現在で、各市町村の状況をまずは伺いたい。

(義務教育指導課長)

A : 今年度の実施状況につきましては、現時点で5市町が実施をしない方針であり、57市町村が実施をするという方針でございます。今日の時点の実施状況としましては、約3割弱程の学校が調査を終えた状況でございます。

Q : 1か月経って、もう一つの市町村が辞退をされたということだが、例えば5市町にいたっては、具体的にどういった理由で学調を辞退したのか、主なもので構わないので伺いたい。

(義務教育指導課長)

A : 各市町村の方からは、この臨時休業の中で、例えば、「残りの授業時数において子供たちの学習を終えることが心配だから」という理由、あるいは「3か月の臨時休業を経た中で少しずつ通常の生活に戻っている最中なので、子供たちの状況を考えると今受けることは差し控えたい」というような主旨の内容を頂いているところでございます。

Q : 今お答えいただいたとおり、現場の混乱が予想される中で、今実施するのが適切なかどうかということだと思うが、割合で言うと62分の5なので9割以上が実施するということが、そのような話を聞く中で、時期をずらして学調を実施することは検討しなかったのか。

(義務教育指導課長)

A : 御指摘のとおり、私たちが様々な実施方法を考えさせていただきました。その中で、今回できる限り各市町村が柔軟に行えるようにしたということがございます。具体的に申しますと、例年は4月の特定の日に全ての市町村が実施をするというやり方をとっておりましたが、本年度はこれを見直しまして、6月1日から7月16

日までの間で、各学校の都合の良い日を選んで実施をしていただいてもよいというように各学校の状況に配慮させていただいたところでございます。

**Q：** 3月2日から安倍総裁による休業要請が始まって、春休みを挟んで延長を重ねて6月1日から登校がいよいよ始まる。入学式もしっかりできていないところで、6月に入って入学式をやるとい学校もあると認識している。

そういう状況の中で、繰り返しになるが、今この調査を行うことに対しては時期尚早というか、やはり優先順位に少し問題があるのかなと私も思うところはあった。確かに今おっしゃったように、6月1日から7月16日までの猶予期間、弾力的な運用ということで期間を設けていただいたということが分かるのだが、実際に5市町が辞退したという状況を受けて、それでも埼玉県学力・学習状況調査を埼玉県としてやるということに踏み切ったことについては、どういった考えの基で学力・学習状況調査を実施するという結果に至ったのか、改めて伺いたい。

(義務教育指導課長)

**A：** お答え申し上げます。御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染、これが収まらない中で調査を実施するということにつきましては、かなりの議論がございました。今回の考え方といたしましては、県としてはこの調査を子供たちの学力の伸び、あるいは学習状況、これをデータに基づいて把握をして、必要な施策は何なのかということを考える上で非常に重要な調査であると考えております。

特に、今回、この新型コロナウイルスの感染拡大という前例のない事態になっておりまして、こうした中にあるのは、県あるいは市町村、あるいは学校がデータに基づいて、きちんと次に行うべき適切な施策であるとか、取組を考えていく、これが非常に大事だと考えております。また、この調査の結果ですけれども、ここから子供たちの状況、学力に限らず、非認知能力、学習状況、生活状況、これを多面的に把握しまして、子供たちに対して必要な支援を行っていくということが大事だと考えたところがございます。そうした中で、本調査を実施すると思いましたが、一方で、本調査は、市町村の同意を得て実施をしているものでございまして、御指摘のように子供たちの状況、あるいは市町村の状況も多様でございますので、市町村に再開の状況ですとか、子供たちの状況を踏まえた上で、参加の御判断を頂きたいということで参加意向を確認することといたしました。

その上で、意向を踏まえて検討した結果、県として参加意向のある市町村で、実施日に幅を持たせる、あるいは今回、学年の中でも、同じ日にやらなくてもよいということで、ここも柔軟にさせていただきましたので、そういった柔軟な対応を行うことも含めまして調査を実施するということを判断させていただきました。

**Q：** 県としての、いわば教育としての肝いり事業的な位置付けで、今年もタイミングが悪くて小学校4年生から中学校3年生までの6年間通しでやるという今年は節目の年に、ちょうどこういうコロナ禍の影響で難しい状況になってしまったと思う。いろいろなこれまでの埼玉県としての思いや、今後もエビデンスをしっかり取れるのだという御説明だったと思うが、そうは言っても57の市町村で実際に既に行っているところが30%程度という話もあった。これは、ただでさえ授業が遅れている中で、3か月の遅れを取り戻そうということで必死になって現場の教員や保護者も一体となって協力しているが、負担が大きいのし掛かってきているであろうということが想像される。こうした負担に対する軽減について埼玉県として何かフォローしていただくという具体的な事例はあったりするのか。

(義務教育指導課長)

**A：** 負担軽減についてお答え申し上げます。今回、大きく分けまして二つ行っているところがございます。まず今年度の調査ですけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、学校の教育計画に柔軟に組み込めるように、6月1日から7月16日

の間で、7週間で市町村や学校の御判断で最も都合の良い時に調査を実施できるという形に調査の設計を変更いたしました。また、学校単位や学年単位で調査日を分けられるようにもいたしました。これによって1日に調査日が集中するのを避けまして、学校の負担の分散も図れるというように考えております。

これらに加えまして、今後でございますけれども、調査の結果をフィードバックする時、学校がしっかりと使いやすく、かつ分析しやすい資料を御提供させていただきまして、学校がもらってどうしたらよいか分からないということがないように、しっかりと学校の取組も促していきたいと考えております。

**Q：** いろいろな形でフォローしていることは確認できた。であるとすれば、この学力・学習状況調査の意向を市町村に尋ねるということだが、残念ながら、5市町は辞退されてしまった。今年は6年目の節目の年に当たる。むしろこういう状況であるからこそ、しっかりと学力・学習状況調査を行うことによって、確証、エビデンスが得られるということだと思う。そうすると5市町については、確かに任意であるとはいえ、もう一つ、県としての熱意というか、意向というか、そういうものが伝わり切れていないことがあるのかと思う。今、おっしゃっていただいたように、工夫をしっかりとさせていただいて、非常に様々な形で対応していただいているにも関わらずなかなか理解いただけなかった部分があるのではないかと思う。

繰り返しになりますが、強制ではないにしても、一律でできなかったことについて、埼玉県としてどのようにお考えか、それについて認識を改めて伺いたいと思う。

(義務教育指導課長)

**A：** お答え申し上げます。今回、調査が6年目で学校の1サイクルを迎える中で、通常通りの形でできなかったことというのは、いろいろな新型コロナの影響があるにせよ、残念でございます。ただ一方で、今回、この5市町が調査の実施をしないと決められた理由というのは、それは子どもたちの状況、あるいは学校の状況、現場を見て、御判断をされたことですので、この点につきましては尊重させていただきたいと思っております。その上で、調査をできなかった5市町につきましても、埼玉県学調の今年度の実施から得られる知見、ノウハウ、こういったものはしっかりとお知らせして、各市町の指導に生かしていただきたいというふうに考えております。

**Q：** 丁寧な御説明を頂き、ありがとうございました。是非とも、これは、子供たちのために、私も本来ならばしっかりとやっていただきたい。経年変化を追えるというのは、確か自治体初となる埼玉県の取組である、IRTの手法によって、学力を数値化し測れるということで、難易度に関わらずしっかりとテスト結果を比較できるということだと思うので、こうした調査を県が行うとするのであれば、子供たちの進路指導や将来にしっかりとつながる学力・学習状況調査にすべきと考える。最後に、そのことについて高田教育長に御所見をお尋ねしたいと思う。

(教育長)

**A：** ただいま、県学調につきまして、いろいろと御指摘を頂きまして、ありがとうございました。私は、子供たちの知・徳・体、バランスの取れた子供たちを育てたいと思っておりますが、中でも埼玉県の子供たちの学力向上が、最も大きな課題だと受け止めております。この県学調を通じまして、子供たち一人一人の頑張りが見えるということでございますので、経年変化をきちんと追って、毎年30万人のビッグデータを研究者とともに研究をすることで、授業改善のいろいろなアイデアを得られるということになっております。子供たちに学力を付けてあげることが、将来、いろいろな進路に子供たちが就いていくので、子供たちの可能性をいろいろと広げていくことにもつながるだろうと思っておりますので、是非、子供たちがこうしたものなどを活用して、しっかりと学力を上げて、将来、夢と希望を持って羽ばたけるよ

うな、そんな子供たちを育ててまいりたいと思います。

今回の御指摘を踏まえまして、真摯に取り組んでまいります。ありがとうございました。

**Q :** 私も県学調の価値は認めている。現在の状況で、教育長が所信を述べた時も授業時数の確保が大事だと言っていた。県学調の時間の取扱いも非常に大切である。それについて説明してほしい。

また、県学調はパーソナルデータであり、受検しない5市町はどうなるのか。5市町に対するフォローもしっかりやらないと、本調査の意味を失いかけてしまうのではないか。この点についても説明してほしい。

(義務教育指導課長)

A : 2点お答え申し上げます。

まず、授業時数の関係でございます。授業時数の確保の大切さは、臨時休業期間中から、お伝えしてきました。具体的に申し上げますと、夏休みの時間の短縮、行事の準備時間の縮減、土曜日の活用など様々な方策を提案しております。ある市町村の教育長が動画で、150時間程度の授業時数が欠損している中でも、様々な取組を行うことで約150時間のフォローができると御紹介しております。そのような中で、県学調の実施時間については、市町村や各学校の判断になりますが、特例的な措置として授業時数に含めるという考え方もできると思います。

次に、パーソナルデータをどう生かすかということでございます。これまでの県学調の実施により30万人のビッグデータが蓄積されてまいりました。それをいろいろな研究者と連携して統計的に分析してまいりました。その中で、例えば、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングが、子供たちの非認知能力や学習方略を伸ばし、学力向上に資するということが分かってまいりました。このような点については、たとえ5市町が抜けたとしても、受検する子供たちの数は、20万人以上のビッグデータとなりますので、そこから得た考え方などを、参加しなかった市町にも提供できるものであると考えております。つまり、個人ごとのデータというよりも、ビッグデータから得たものを参加しなかった5市町に提供することができると考えております。

**Q :** おおむね了解した。授業時数のことについて話をしたのは、県学調の実施時間を授業時数として扱ってよいと言え、5市町も参加していたのではないか。市町村教育委員会の判断といえばそれまでだが、この危機的な状況にあって、県教育委員会としてそれを越えるような考え方は何かできないものか。授業時数として扱うと言え、5市町も参加したのではないかと考えるが、教育長はどう考えるか。

(教育長)

A : 県教育委員会と市町村教育委員会の関係性についてのお尋ねでございますが、飽くまでも(市町村立学校は)市町村教育委員会の判断において日常の教育活動が行われているわけでございますが、今回のような事態でございますので、議員のお話のとおり、県全体でこの危機を乗り越えていければと考えております。例えば、学校で感染者が出た場合の対応について、県立学校での対応方法を決め、市町村に対しても参考までにお知らせして、この通り対応していただければ心配ないですというような考え方を示しております。議員の御指摘を踏まえて、県としての立場を自覚して、リーダーシップを発揮するところは発揮して、市町村を尊重しながら、乗り越えていきたいと考えております。

**O :** 各市町村の教育委員会は対等であると教育長は言ったが、市町村は、県がどう判断するのかわずと見ているので、あるべきはこうであるという指摘は、対等でありながらも、もっとできると認識している。そのような工夫をしていただけたらということ

なので期待をさせていただく。

Q： 埼玉県学力・学習状況調査は得られたビックデータを使用し、施策に生かしていくものであると認識している。現にOECD教育・スキル局長が絶賛した調査だと聞いている。その理由は、単なる問題を解くだけの調査ではなく、それ以外にも保護者の社会的地位や教員の質、学校の資源などを分析しており、優れたビックデータとしての価値を持っているからであると認識している。しかし、優れた調査結果を持ちながら、学力調査の結果が悪い学校に指導主事を派遣するという運用を行っており、結局は、全国学力調査の順位を上げるためのものとなっていないか。教育長の考えを伺う。

(教育長)

A： これまで学校の授業は教員の一人一人の経験やパーソナリティーに伴って、状況を把握する方法しかありませんでした。教員の力量に任せていた状況で、どうやったら授業を改善して、子供たちの学力向上に寄与できるのか見える化することが課題でございました。

この県学力調査は、一人一人の学力の伸びを保護者や学校に共有し、取組のPDCAサイクルを回していくことが大きな目標であると考えております。これを学校全体、あるいは市町全体の取組として、どのような取組が学力向上につながったかを把握し、学校全体や市町村教育委員会の学力向上施策のPDCAを見える化して、回していくのが重要であると考えております。今後も研究者の知見も活用しながら、質問紙調査に新型コロナウイルスの休業の影響も調査ができるようであれば、質問紙に入れさせていただいて、データを整理し、今後の県の施策立案に生かしていきたいと考えております。

### 【教員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について】

Q： 1点目、7月12日に埼玉県公立学校教員採用選考試験第1次試験が実施されるとのことだが、新型コロナウイルス感染防止対策という点から発熱やせきなどの症状がある方は試験を受けられないとのことだが、事実はどうか。また、別室で試験を受けるとか別の日に受けられるといった予定はあるのか。

2点目、総務省からは3月10日の通知で「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた試験日程の検討、受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮」など総務部長宛てに來ていると聞いているが、どうか。また、どう対応、検討したのか、示してほしい。

3点目、教員という職業の大変さから試験を受けたいという人が少なくなっているとも聞かすが、今回、埼玉県は5,000~6,000人の受験者がいるとのこと。コロナの影響で1次試験も遅れ、「感染が疑われる方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。」とのことだが、一人でも多くの受験希望者に機会を与えるべきではないか。何とか改善の方向で努力してほしいが、どうか。

4点目、島根県ではコロナに感染した人には受験日を改めて設定するとのことだが、どうか。知事も変わり教育長も変わった新しい体制の中で埼玉から全国へコロナ対策という特別の事情への対応として発信していただきたく、再検討を求めているが、どうか。

(教職員採用課長)

A： 新型コロナウイルス感染防止対策という点から発熱やせきなどの症状がある方は、当日の受験を控えていただくよう、教職員採用課のホームページで周知しております。また、別の日に受験する、いわゆる再試験などの予定はございません。

令和2年3月に総務省から、「受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮」という通知が出ております。しかし、この通知には「地方自治法第245条の4の技術的助言に基づくもの」との記載があり、法律上、必ずしも自治体が従わなければならないものではございません。私どもも、新型コロナという今までに経験したことのない状況の中で、採用試験については様々な検討を重ねました。その結果、第一に公平・公正な試験実施のためには、同一の試験問題で行うのが望ましいこと、第二に再試験を行った場合、その後のスケジュールに影響が及ぶこと、以上のような点を考慮し、総合的に検討した結果、再試験を実施しないことといたしました。なお、島根県は、委員お話のとおり、再試験を実施すると伺っておりますが、他県の教員採用試験では、多くの所が再試験は実施しないと伺っており、また、本県の職員採用試験、警察官採用試験のいずれも、再試験は実施しないと伺っております。

一人でも多くの受験希望者に機会を与えるべきとのことですが、受験者にとって採用試験が大変重要な機会であることは認識しております。しかし、先ほど申し上げたように、公平・公正な視点から、また、スケジュールに影響が及ぶため、再試験を実施しないことといたしました。

**Q：** 公平公正な観点から試験を実施しないと。これは逆だと思ふ。公平な観点から考えると、今回のコロナというのは特別な状況であるわけだから、自身の不注意で掛かっているわけではないのであるから、そういう点では、初めてのケースである。それゆえ、総務省は、再試験などについての通知を出したのだと思ふ。先ほどの答弁では、地方自治法245条の4により、自治体が従う必要はないという。ではなぜ、総務省はこのような通知を出すのか。そして島根県のように実際に対応したところもある。本県に比べると島根県は人数が少ないかもしれないが、現状を考えると、教員が大変な時に、埼玉県の教員になりたい、試験を受けたいという人を、特別扱いでなく、このような状況であるから、別の部屋を用意する、別の日に行くなどできないか。コロナの関係で元々の日程も遅れているわけである。その点について、国からの通知に従う必要がないというのはいかがかと思ふが。

(教職員採用課長)

**A：** 今、委員から、採用試験の時期を遅らせたとの御発言がありましたが、1次試験の7月12日は当初から予定していたところでございます。日程を遅らせたということはございませんので御承知おきください。

**Q：** 日程はコロナの問題が起きる前、昨年から決まっていたことか。コロナにかかってから2週間後、例えば2次試験と併せてやるなど、様々な研究ができると思ふ。

(教職員採用課長)

**A：** 例えば、コロナの影響で第1次試験を受けられなかった場合、2週間後に再試験を行うと仮定した場合、その後の2次試験等のスケジュールを単純に2週間ずらしていくこととなります。採用試験合格後には、意向聴取を合格者に対して行ったり、人事異動等との調整もあり、様々な事務の動きもございます。これらを考えますと、10月中旬に最終合格を予定しているところですが、そういった状況から、再試験の日程を入れるというのは、スケジュール上非常に困難でございますので、御理解いただきたいと存じます。

**Q：** 理解はできない。衆議院議員を通じて、総務省、文部科学省から通知を入手し、国が都道府県、政令市に対してどのような対応を求めていたか確認した。受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討と柔軟な試験日程の配慮、これは総務省の2020年3月10日、「受験者が感染した場合又は感染が疑われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各地

方公共団体の実情に応じ、配慮いただくようお願いいたします。」と書かれている。受験者の対応ということで、4月20日付けの文部科学省通知では、「新型コロナウイルス感染症等により1次試験を受験できなかった者に対しては、2次試験の際に1次試験と併せて実施できないか検討している。」など、5月18日付けの文部科学省通知では、「新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある受験者については、事前の自己申告により、追試験を2週間後以降に受験させることを検討している。当日に感染の疑いのある者については、受験者の意思により、別の日又は別室での受験を行うことを検討している。」とある。これらについて、認識しているか。

(教職員採用課長)

A： 総務省の通知と同様に、そのような話があることについては存じ上げております。私どもとしても、そういった国の考え方も含めて、検討させていただいた結果でございます。当然、他の自治体の状況等も情報収集しましたが、やはり、どの自治体も悩んでいるようでございました。結果的に、島根県は再試験を行うということなのですが、その他、どの自治体も、私どももそうですが、悩みに悩んだ結果、このような形とさせていただきました。

○： 質問に対する回答としては、納得はできない。ある時は、国がやるから県としてもやらざるを得ないと言うが、今回の問題に関しては、国が言っても検討課題としないとする。5,000～6,000人が埼玉の教員になろうと受験をするわけである。これだけコロナが流行している特別な状況である。皆、マスクしたり、換気したりで気を付けているが、自分の責任でなく何らかの理由で掛かってしまうこともあり、その時には、例えば、別の場所、別の日程にするなど、そのような検討は必要なのではないかと私は申し上げておきたい。教育長も就任の時に話をしていたが、現場の声という点では、学校の先生方にとっても、これから先生になるかもしれない方の問題で、別の日を設けて試験を行ってほしいという要望が出ていると思うので、その点について、今後も検討をお願いし、質問を終える。

# 県議会令和2年6月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

## 【審査事項】 教育改革について

頁	説 明 内 容
1～2	確かな学力の育成について
3	共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について



# 確かな学力の育成について

義務教育指導課・高校教育指導課・生涯学習推進課

## 1 小・中学校における取組

## 2 県立学校における取組

### 1 GIGAスクール構想への対応

GIGAスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人への個別最適化された学びの提供など、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。

### 1 高等学校における協調学習の取組

本県では協調学習の取組により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、教科等横断的な学習を充実させ、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力を育むことに取り組んでいる。

東京大学CoREFと連携し、「知識構成型ジグソー法」の手法を用いた協調学習の授業づくりを研究している。

#### (1) 国の令和元年度補正予算の内容

- ア 校内通信ネットワークの整備  
希望する全ての小・中学校等における校内LAN・電源キャビネットの整備
- イ 児童生徒1人1台端末の整備  
小・中学校等の児童生徒が使用するパソコン端末を整備

#### (1) 学校の枠を超えた教員ネットワーク

全ての教科（17教科）で教科部会を編成し、教科別研修、全体研修、報告会、公開研究授業を実施。



【主体的・対話的で深い学びの推進】

#### (2) 国の令和2年度補正予算の主な内容

- ア 「1人1台端末」の早期実現  
令和5年度に達成するとしていた端末整備の前倒しを支援
- イ 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備  
家庭学習のための通信機器（モバイルルーター等）の整備を支援

#### (2) 教材と実践の共有化

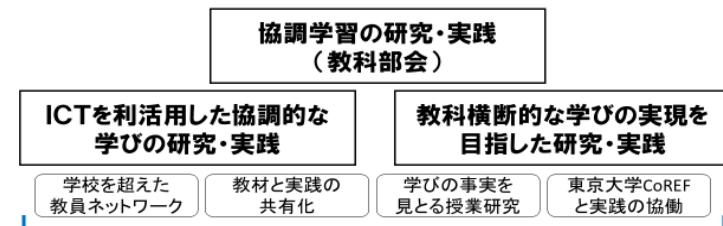
各高校の研究開発員が作成した協調学習の教材1,710件をデータベース化して活用。

#### (3) “新しい学び”による授業改善

ICTを活用した学びや教科横断的な学びの研究・実践に取り組み、生徒の深い学びを実現する。

#### (3) 県内市町村の申請状況（さいたま市を除く）

- ・令和元年度補正予算における端末整備について、58市町村が交付内定。
- ・令和2年度補正予算における需要数調査では、51市町村が申請の見込みであり、合わせて全62市町村で端末が整備される見込み。



“新しい学び”による授業改善

### 学校におけるICTを活用した学習イメージ

<p><b>一斉学習</b></p> <p>教材の提示</p> <p>教材の拡大提示や吉き込み、動画など活用</p>	<p><b>個別学習</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>個に応じた学習</p> <p>一人一人の習熟の程度に応じた学習</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>調べ学習</p> <p>インターネットを用いた情報収集</p> </div> </div> <p>家庭学習</p> <p>端末を活用した家庭学習</p>	<p><b>グループ学習</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p> </div> </div>
--	--	---

### 2 県立学校におけるICT教育環境の整備

#### (1) 環境整備

- 3か年計画で県立中学校、高等学校のICT環境整備を推進（H30～R2）
- ・プロジェクター、無線LANのアクセスポイントを普通教室に整備
- ・タブレット端末を1校当たり44台整備（1クラス+教員用）

平成30年度	35校	
令和元年度	50校	
令和2年度	55校	全140校

# 確かな学力の育成について

義務教育指導課・高校教育指導課・生涯学習推進課

## (2) 教員のICT活用指導力の向上

教科指導における教員のICT活用指導力の向上を図るための研修を行う。

- ・タブレット端末導入に係る研修会
- ・タブレット端末活用推進研修会
- ・ICTを活用した授業づくりに係る研修

## (3) 今後の方向性

- ・タブレット端末とプロジェクターを併用した授業、動画を用いた反転学習など、ICTを活用した新しい学びのスタイルに転換。
- ・生徒が個人で所有している端末を学校に持ち込み、授業等で活用するBYODにより、生徒1人1台端末の環境を整備し、個別最適化された学びの実現を目指す。



【ICTを活用した授業】

## 3 地域と連携・協働した教育の推進

### (1) 学校地域WIN-WINプロジェクト

平成30年度から、地域の資源（企業、NPO、地域人材等）を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域課題の解決に生かす取組を普及・推進するため、3つの柱で取り組んでいる。

#### ア 学校と地域のマッチング

教育局の職員が、地域（企業・NPO等）からの提案を基に学校と地域をマッチングコーディネート  
 ※マッチング数：12件（令和元年度実績）



【生徒による成果発表】

#### イ 実践研究

令和2年度は、県立学校5校を実践研究校に指定し、地域の資源を活用した実社会からの学びを取り入れた教育活動を実践

学校名	概要
小鹿野高校	小鹿野町等と連携し、町の課題解決につながる取組を実践
春日部女子高校	国内外の企業と連携し、自ら課題を見付け解決する能力を育成
坂戸高校	企業等と連携し、活動を通して自ら考え行動する学習者を育成
不動岡高校	JICA等と連携し、SDGsの視点を取り入れた地域課題研究を深化
本庄特別支援学校	大学等と連携し、学習支援教材を開発

## ウ フォーラムの開催

取組の普及と学校が企業等と交流する機会を創出するため、令和2年度は、令和3年1月13日（水）に開催予定

## (2) 学校と地域の未来を創ろう！プロジェクト

令和元年度から、小川高校の生徒と小川町の小・中学校の児童生徒が発達段階に応じて、小川町の文化や歴史、産業等について理解を深め、地域活動への参画や地域課題の解決を目指す『おがわ学』の構築・実践に取り組んでいる。

#### ア 実施体制

小川町内の公立学校、小川町、小川町教育委員会、町内産業・文化団体等

#### イ 取組

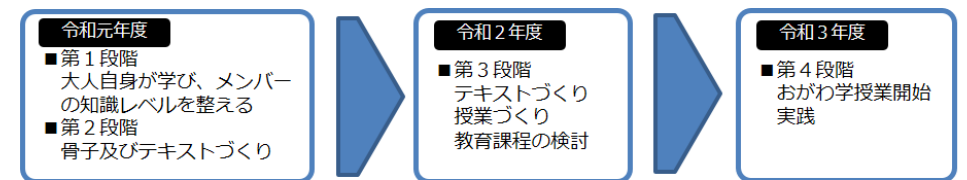
令和2年度は、ICTを活用したテキストや授業づくり、探究的な学びへの効果的な手法の開発、新教育課程での実施方法等の検討



【フィールドワークの様子】



【紙漉き体験】



# 共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について

## 1 特別支援教育の状況

### 1 現状及び課題

#### 【小・中・高等学校】

- 小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の割合  
本県では10.7% (H25)



共生社会の形成に向けた支援・指導体制の充実

#### 【特別支援学校】

- 知的障害を中心とした児童生徒数の増加  
4,104人 (H22) ⇒ 6,004人 (R1)
- 就労希望者のうち高等部卒業後の一般就労  
76.2% (H24) ⇒ 85.1% (R1)  
(R3目標 90%)



教育環境の整備



就労支援の充実

## 2 共生社会の形成に向けた取組

### 1 趣旨

- ・ 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことの推進
- ・ 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習環境の整備・充実

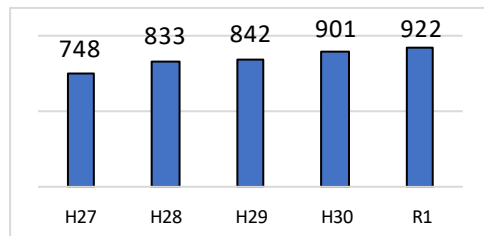
### 2 取組内容

#### (1) 支援籍の推進

市町村教育委員会と連携し、特別支援学校の児童生徒が小・中学校にも籍を置く「支援籍」の実施を推進



【支援籍学習の様子】



【小・中学校での支援籍実施人数】

#### (2) 小・中・高等学校における支援体制の整備

小・中・高等学校の各段階における支援の充実に向けて、大学教授や臨床心理士などの専門家による巡回支援を実施し、学習環境を整備

	R1年度対象校数	巡回支援の内容・効果
小・中学校	220校	・特別支援学級等担当者への指導・助言 ・特別支援学級を核にした支援体制づくりを推進
高等学校	32校	・個々の生徒のニーズに応じた支援の充実 ・組織的な校内支援体制づくりを推進

#### (3) 特別支援学校による支援の充実（センター的機能）

特別支援学校の専門性を活用し、地域の学校における特別支援教育を推進

【支援の例】児童生徒への指導・支援、小・中・高等学校等教員への研修協力、教材等の提供、福祉・医療・労働などの関係機関との連携

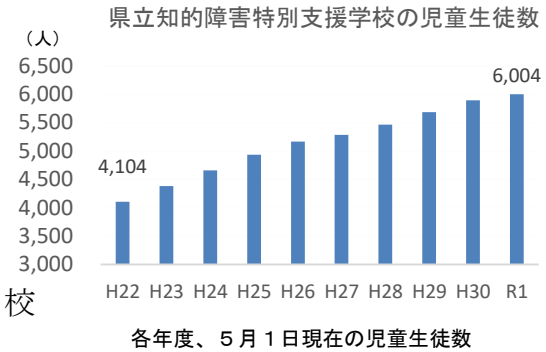
## 3 自立と社会参加を目指す取組

### 1 教育環境の整備

埼玉県特別支援教育環境整備計画に基づき、計画的に教育環境の整備を推進する。

#### ○ 主な取組

- ・ 令和3年度開校  
県南部地域特別支援学校（仮称）  
高校内分校（松伏高校内）
- ・ 令和4年度開校  
高校内分校（上尾南高校内）ほか分校2校
- ・ 令和5年度開校  
県東部地域特別支援学校（仮称）



### 2 特別支援学校卒業生等の就労支援

特別支援学校高等部の企業就労を希望する生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図る。

#### (1) 事業内容

##### ア 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

- ・ 就労支援アドバイザーによる指導助言
- ・ 教員による企業研修（3D意識向上民間研修）の実施
- ・ 就労した卒業生による講演会の実施

##### イ 「チームぴかぴか」の編成

- ・ 県教育委員会が知的障害を有する特別支援学校高等部卒業生等を会計年度任用職員として雇用
- ・ 平成26年度から南部（県庁）、平成28年度から北部（総合教育センター）に拠点を設置（合わせて24名の定員）
- ・ 専門家と連携した支援を行うほか、業務を通じて職業スキルを育成。また、民間企業での実習でスキルアップを図る。
- ・ 障害者雇用を進める企業への支援や県立特別支援学校のキャリア教育・進路指導の充実につなげる。

⇒「働きながら学ぶ（雇用と就労支援）」仕組みを構築

#### (2) 事業実績

##### ア 特別支援学校高等部卒業後の進路の実現

一般就労を希望する生徒の85.1%が一般就労を実現（令和元年度）。

##### イ 「チームぴかぴか」後の進路の実現

平成26年度からの6年間で、延べ114人を「チームぴかぴか」で雇用し、88人が一般就労を実現。残りの26人は、地域の福祉事業所等に入所。

### 3 障害の特性に応じたICT環境の整備

特別支援学校に、障害特性に応じたICT環境を整備し、障害から生じる課題や困難さを改善・克服し、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現する。

#### ○ 主な取組

- ・ タブレット端末の整備
- ・ 入出力支援装置の整備
- ・ 公開研究授業、研修会の実施



【タブレット端末の活用】



【視線入力装置の活用】



【メールバッグ交換】



【シュレッダー作業】

# 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 質疑・質問事項

議事堂 2階 第1委員会室

令和2年7月1日(水)

10:02開会～12:06閉会

(休憩 11:10～11:15)

## 【確かな学力の育成について】

Q： 資料のGIGAスクール構想であるが、令和5年までにだったものが、今回のコロナ禍で、前倒し、前倒しで、早く、早くとなった。

まず1点目としては、端末整備について今年度で全て終わるのか、間に合うのかということと、令和2年度補正でも需要数調査があり、今の段階だと見込みであるが、県が中心となり共同購入すると伺っている。共同購入はとてもいいことであると思うが、これについては中身も同じになっているのか、同様の仕様となって、例えば、同様の仕様となることで他の学校との授業の共同とかそういうことまで考えているのか、利用できるのか伺いたい。

(義務教育指導課長)

A： GIGAスクールの端末整備の関係について答弁申し上げます。

まず、端末整備が今年度中に終わるのかということにつきましては、今回のGIGAスクール構想では、児童生徒の3分の2の部分が補助金で措置されております。この残りの3分の1の部分は、もともと地財措置が国から各設置者に対して行われているものでございます。これは各設置者においてももう少し長期的に整備することとなっています。ただ、3分の2の補助金につきましては、全ての市町村が手を挙げていますので、今年度末までには、各市町村において、ICT環境が相当進むものと考えております。

2点目でございます。共同調達につきましては、GIGAスクールでは、国から三つのOS、すなわち、アップルとウインドウズとグーグルクロームのOSの三つが提示されています。例えば、グーグルクロームのOSを活用すれば、使っている学校や市町村間で交流するといったことも可能ではないかと考えてございます。また、仮に違ったとしましても、例えば、メールでやり取りするとか、動画でやり取りするとか、そういった各OS共通で使えるようなものを通じて、学校間での交流が一定程度、あるいは、市町村間の交流もできると考えております。

Q： 県立学校における取組について伺いたい。まず、東大と内田洋行で、新しい学びのコンセプトモデルが展開されているが、このコロナの影響もある中で、新たな協調学習の取組がどのようになると考えているか。

次に(2)では、教員間の学びが行われている、この1,710点のデータだが、これについては教員間の学びというのは分かったが、評価、授業改善はどのようになっているのか。

次に、ここに書いていないが、アクティブ・ラーニングをずっとこの間進めているが、今このコロナ禍で、グループ学習や、グループで勉強したり、課題をしたりということが難しくなったわけだが、このアクティブ・ラーニングは続けるべきだと思うが、どのようにこの環境の中で続けていくのか、進めていくのか。

次に、埼玉県としては、これまで以上に、東大とか民間等の共同開発、研究を進めるべきだと考えるが、今後はどのようになっていくのか、また、これについては国と

**か、いろいろなところの補助金とか、機構からの補助金とかはどうなっているのか伺いたい。**

(高校教育指導課長)

A: 御質問に回答いたします。まず、1点目の新たな協調学習、新しい学びについてのお尋ねでございます。協調学習につきましては、例えば、協調学習とICT活用を組み合わせることとか、協調学習と教科横断的な学びを組み合わせるなど、こういった新しいことを探っていくことを考えております。また、協調学習「知識構成型ジグソー法」という、これは一つの型でございますので、その他に有効な手段がないかなど、協調学習の中でも新しい形、こういったものも探っていくことを考えています。

2点目の、協調学習の効果の検証、授業改善をどう行っていくのかでございますが、効果検証につきましては、民間の測定ツールにより、協調学習の実施回数と「多面的に物事を捉えて考える力」、「協働して問題を解決する力」、こちらを分析しますと、正の相関があるということが明らかになっております。今後につきましては、生徒の基礎学力の伸長と協調学習の実施回数の相関について、協調学習が生徒の「知識・技能」の向上に資する取組であることを検証していく予定でございます。

3点目の、コロナ禍の中で協調学習、話し合いをどのように取り組んでいくのか、という御質問ですけれども、当面の間は、少人数での話し合いは難しい状況でございます。生徒同士が向かい合って対話をする代わりにICTを通して意見交換ができる場面を作ったり、自分の考えと他人の考え方を文書にして交換することで、多面的に考える視点を与えるなど、これまでとは異なった新しい形での協調学習を検討してまいりたいと考えております。

東京大学コレフとの連携についてのお尋ねでございますが、今まで一緒に、連携、研究、実践研究をしてきましたので、これについては、引き続き、続けてまいりたいと考えております。

また、国の補助はあるのかというお尋ねでございますが、この事業につきましては、特に国からの補助はございません。以上でございます。

**Q: 1, 710件のデータベースにおける評価・授業改善についてだが、教員間のものということだが、個々の生徒への対応はできているのか。どのように返していくのか。**

(高校教育指導課長)

A: このデータベースは教材をデータベース化しているということでございます。教員同士が教材を共有する形になっており、そのためにキーワード検索機能等を付けて整えています。

**Q: 分かった。教員間でのデータベース化、評価・授業改善という段階まできている中、今後は、個々の生徒への対応として、授業改善の基礎になっていく、という考えでよいか。**

(高校教育指導課長)

A: 当然、生徒に返していくべきものですので、今後、授業改善をし、授業での指導という形で生徒に返していきたいと考えております。

**Q: 資料の小・中学校における取組について、GIGAスクール構想の(2)のところ、1人1台の端末の整備が令和5年度達成よりも前倒しになったということで、これまで先生方もどういうふうに行っていたかと準備をされていたと思う。それが早まったということは、当然研修の数を増やすなど指導力の向上を早期に図っていかないといけない。せっかくこの1人1台持つようになって、もったいないということ**

にもなるし、このコロナ禍で緊急的に使うようになるということもあり、これまでの学びを深めるとか、一人一人の特性にあった使い方というのと違う使い方とかもしなくてはいけないと思うが、そういった点においても、今後、教員研修など指導力向上はどのように行っていくのか伺いたい。

(義務教育指導課長)

A： お答え申し上げます。教員のICTスキルの向上、こちらは非常に重要な御指摘だと考えております。本来、GIGAスクール構想でハードが整備されましたけれども、教員がそれをちゃんと使いこなせないといけないというのはおっしゃるとおりです。

県では大きく分けますと、今まで年次研修の中で、初任者であるとか10年目の教員に対してICTを使った研修をその中の一つに盛り込んでおりました。他にも、特定の者が参加するような研修の中で、例えば、タブレットを使った授業作りといった研修を行ってまいりました。ただ、このGIGAスクール構想というのが加速する中で、しっかり人材育成をしていくことは必要なことだと思っておりますので、今後教員の研修につきましても強化、補強する方向で今考えているところで、検討を深めていきたいと考えております。

**Q： なかなかこのコロナ禍で、研修で人が集まってやるということも難しいと思う。そういった中で先生方にもZOOM会議とかそういうオンラインを活用しての研修も有効かなと思うが、その点についてのやり方についてはどうか。**

(義務教育指導課長)

A： お答え申し上げます。今の段階でコロナの状況がどうなるのか、収まるのかあるいは続いていくのかが分かりません。その中で、集まって行うということが、果たしてこれからNGになるのかということを見極めていく必要があるとは思いますが。

いろいろな媒体で、御指摘のようなオンラインの活用であるとかも含めて考えていくことが大事だと考えております。

**Q： 1人1台端末について、確実に令和5年度に達成できるのか。**

(義務教育指導課長)

A： GIGAスクールの関係についてお答え申し上げます。確実に整備できるのかという御質問でしたが、先ほど委員の御質問に答弁申し上げました、まず3分の2の部分、つまり今回の補助金の対象の部分には、全市町村が手を挙げておりますので、今年度中に整備できるものと考えております。その上で、残りの3分の1の部分については、もう少し長期的に、令和4年度、5年度頃までに整備をするということになっております。これが整備できるのかという点ですが、これは、国にGIGAスクール構想の補助金、3分の2の部分の補助金を申請する際に、3分の1の部分の整備についても計画を立てて出すように、と国は求めております。県教育委員会としては、国に提出された計画を基に、市町村が残り3分の1の部分についても計画的に整備を行うように、支援してまいりたいと考えております。

**Q： 2ページ目の地域と連携・協働した教育の推進、誠に素晴らしいと思った。県の教育局からの説明は分かったが、この協力していただいた企業や地域の方々の感想などがあるようであれば聞かせていただきたい。なぜならば、今後の大事な方向性を示すことになるかもしれないからである。結論的には、埼玉県の学校を卒業した人たちが企業に必要な人材になっていただければ、最高の確かな学力の育成になると思う。**

(生涯学習推進課長)

A： 地域との連携で企業の方からの感想ということですが、特にアンケートは取ってい

るわけではございませんが、我々も一緒に行って企業の方に感想を伺いますと、生徒の取組について随分感心されて、非常に真摯に取り組んでいるということで喜んでくれる企業は多いです。企業の方もその学校だけではなく他の学校にも広げたい、社会貢献ということも企業の方はおっしゃっていましたが、そういうことで、今後も積極的にやっていきたいとのお話がありました。人材の育成につきましては、2年が終わったところですので、卒業生がその企業に就職するということはないんですが、生徒に話を伺いますと、社会の仕組みや特にSDGsの関係で、非常に興味を持った生徒が多かったように感じております。

**Q：** 資料の確かな学力の育成について、GIGAスクール構想の端末の件について分かったが、県内の小・中学校における校内のネットワーク環境の整備についてはどうなっているのか伺いたい。

(財務課長)

A： 県内市町村のネットワークの整備についてですが、現在、県内市町村では、1人1台の端末の整備と併せまして、校内ネットワークの整備を進めています。現在、さいたま市を含めて61市町村がネットワーク整備に係る国の補助金を活用して、令和2年度末までの整備を予定しています。手を挙げていない残り2市町においては、外部通信機能をもったLTE端末の整備予定であったり、全ての小・中学校で既に無線LANが整備済みであるなど、1人1台端末に耐えうるネットワーク環境になっています。

**Q：** 高校の方で、今後の方向性というのがあって、生徒個人で所有している端末を学校に持ち込み、授業等で活用するBYODにより、生徒1人1台の端末環境を整備する。高校はそうなっているが、そもそも学校に持ち込める生徒の私的な端末がどの程度所有されているか把握しないと、なかなか1人1台を達成するのは難しいところがあると思うが、その辺の把握、調査等はなさっているのかについて、聞きたい。

(高校教育指導課長)

A： 生徒のタブレット等の保有の状況でございますが、生徒の端末の保有状況につきましては、詳細なデータは、現在のところございません。ただ、臨時休業期間、5月8日の調査でございますけれども、そちらでは家庭でインターネットを活用できない生徒数についての調査を行ってございます。県立高校生の約2.4%が家庭でインターネットを見ることができない状況であった、ということでございます。約97.6%が家庭でインターネット環境がある。この数値が端末の保有率とある程度相関があると考えております。なお、端末を持たない生徒につきましては、学校の端末を貸し出すという形で対応を考えています。

**Q：** BYODの話だが、5月8日に家庭にインターネット環境があるかどうかを調査して、97.6%の家庭にネット環境があるということで、足りない部分は高校で所有しているものを貸し出すと、という答弁だったが、そもそも私的な端末じゃない、例えば、家庭のデスクトップで、家庭で共有で使っているものを学校に持って来いと言っても、無理ではないか。スマホとかであれば、ある程度高校生個人の所有物で学校に持っていけるという割合は高くなると思うが、その辺の学校に持ち込む端末というのは、タブレットなのかノートパソコンなのか、あるいはスマホを含めて考えているのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

(高校教育指導課長)

A： 生徒が持ちこみます私物の端末につきましては、今おっしゃられたようなタブレッ

トもございますし、スマートフォンも想定はしております。

**Q：** スマホも持ち込みを可能とすることで、1校当たり44台しかない端末を持ってない方に貸せば、県全体ではカバーできるという判断なのか。

(高校教育指導課長)

A： 今、おっしゃったとおり44台を貸し出すことで、全体が1人1台体制が整うと考えております。

**Q：** 学校地域WIN-WINプロジェクトについて、一番下に、具体的に各学校の実際の概要が書かれているが、これは取組によって、学校全体、学年、クラスというようにその対象の単位が様々だと思うが、そこで学んだものをどう学校全体で共有をして、生徒に広げていくかということについて、現在どのような形になっているのかお聞かせいただきたい。

(生涯学習推進課長)

A： WIN-WIN事業の今後の広がりについてでございます。委員御指摘のとおり、この事業は学年ごとや部活動や生徒会など、いろいろな単位で行っているところでございます。そこで、学校内ではその様子を見まして、例えば、総合的な学習に生かすなど、そういうような広がりが出ております。また、フォーラムの開催がございしますが、昨年度は200人程度、県立の他の学校の生徒も参加しておりますので、非常に興味深く生徒の方も、もちろん教員も参加しております。教員や生徒も参加しておりますので、そういう所から広がれば良いと思っております。これで2年経過でございますが、今後の課題だと思っておりますので、積極的に広報等をしていきたいと考えております。

**Q：** GIGAスクール構想への対応ということで、他の委員からもいろいろ質問があったが、何台ぐらい揃えて、予算がいくら掛かるのか。また、1台当たり、1人当たりいくらなのか伺う。

(義務教育指導課長)

A： 1人1台で、何台揃えて、いくら掛かるのかという御質問について、お答えいたします。さいたま市を含め、令和元年度補正予算の内定額及び令和2年度補正予算の希望額を合わせまして、おおむね35万台分、金額としては160億円弱となっております。

端末1台当たりいくら掛かるのか、という点については、国の補助金の中で1台当たり4万5,000円が上限となっております。更に良いものを購入したいといった場合は市町村の負担となります。

**Q：** 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備というのがあるが、今回コロナ渦ということで、学校が3月2日から休みになったが、3月の段階からいろいろな所から、早くオンライン学習をやってほしいと、そういうことを教育局へ伝えてきたけれども、全然やる気が最初のほうは無かったというか、全然動かなかったというのが実際に、やはり今回のその対応というのは、これは教育長に伺うことかもしれないが、3月は教育長ではないので、その辺のところまでは分からないと思うが、全体的にどうなのかということと、また第2波とか、あるいはまた休業となったときに、また同じような感じで、何もやらないということなのか。

テレ玉での放送開始とかというのをやられたというのは分かっているが、あれにしても限られた学年の人に対してということであったし、非常にタイミングとしても遅かったというふうに思っている。その辺の進め方を、90何パーセントの方が家庭に



インターネットの環境があったならば、やり方がちょっと違うやり方があったのでないかと。残り数%のところに対してのサポートをすれば良かったのであって、一部の人がないから、全部できませんという考え方に陥っていたような、その辺のところの反省点というか、今後どうするのか、聞きたい。

(教育長)

A： 休業中のオンライン学習についての全般的な御指摘を頂いたということで受け止めておりますけれども、実情をお話しさせていただきますと、3月2日に、急遽休業ということになりまして、当時、県立高校はちょうど高校入試の真っ只中にごさいますて、休業するという連絡も十分できないまま、そのまま休業に入ってしまったということがございました。学年末でありましたので、卒業式でありますとか、あるいは、学年末1年、2年生のテストをどうするか、3年生については、大学入試がこれから始まるか、就職の最終的な締めをするとか、そういうことがいろいろあった中で、なかなか学びの保障をどうするかということについての考えが十分には行き渡らなかつたと思っております。

4月になって、私どもとしては再開できればいいなと思っておりますけれども、政府による緊急事態宣言が出まして、さらに、5月の連休明けまで休業、さらにまた、5月末まで休業が延長されるということになりまして、いよいよ新学年の子供たちに、どうやって学習を届けるかということが本格的な課題となってまいりました。飽くまでも生徒はずっと休業のままでありましたので、ホームページ上で休業についての連絡をする、あるいは、手紙を郵送する、課題をゆうパックに詰めて、いろいろな教科のプリントを詰めて、郵便局に持って行って自宅に送る。返信の封筒を入れてそれも返してもらう。いろいろな取組が始まったわけでありまして、県立学校については、先ほどの資料の1ページの右下のところにありますように、これまで3年計画で、今年度いっぱいかけて、県立学校の教室にアクセスポイントとタブレット端末を1クラス分44台を配備しようということで計画が進んでおりましたので、それが一挙に3年ぐらい時代が先に進んでしまったと、オンラインを通じて何らかの学習を届ける工夫をしなければならぬと急遽なつたということがございました。

今まで県立学校の通信の環境といいますのは、100Mbps というものでありまして、オンラインで双方向型の授業をやるようになった時に、物理的になかなか難しいということがございました。そのため、できる学校は、グーグルクラスルームなどを使って、そこに教員が授業の動画を撮って、張り付けて、それを生徒が一方通行型で見る、そんなことが始まりました。また、いくつかの学校では双方向型で朝のホームルームをやつて健康観察をする、あるいは個人面談をするといった、いろいろな取組が始まってまいりましたけれども、私からは、校長にできない理由を見つけて現状に留まるのではなくて、とにかくできるところからやってみようという働き掛けはいたしました。もちろん御家庭の中には、通信環境がないということで、そういう子供たちの対応はどうするのかといったことが学校の中では結構議論になりまして、やっぱりできない生徒もいるのにやつていいのだろうかとか、いろいろ悩んでおりましたけれども、少しずつではありましたが、一方通行型のオンライン授業、あるいは双方向型での多少なりとも授業ができてきたということがございます。

今は学校が通常登校に戻つておりますが、それから今回、補正予算を議会に新規の外部回線を整備していただきたいということでお願いをしておりますが、そうしたのも通常の教育活動にいかにつかうか、そのことが今度、第2波、第3波が来たときも生きてくると思っております。高速大容量の通信環境を使って、双方向型でいろいろな所とつながれるようになりますので、世界とつながつて、授業中いくらでも生徒がやり取りできるようになりますので、そういうことに慣れ親しむ環境を作つて、今後、第2波、第3波が来たときには、すぐにそれを使って、緊急避難的に学習を続けるということに取り組んでいきたいと思っております。御指摘を真摯に受け止めて、一生

懸命取り組んでまいります。

Q： 最初の端末の話だが、東京都の数字が手元にある。例えば、渋谷区だと1台当たり27万8,000円、都立高校の場合は1台当たり25万円になっていると発表されている。4万5,000円が上限となると、それ以外の所は都、区が負担するということになると思うが、こうなると出せる所と出せない所が出てくるという気がしている。

また、2番目の教育長の説明にも関わるところなのだが、通信環境や大元のサーバーやクラウドにお金を掛けるべきであって、端末に中途半端にお金を掛けても余り意味がない。会社などで1人1台を持たせるときはゼロクライアント化ということが言われている。端末自体は基本的な性能だけでよく、中央で管理するという方法で、これでやらないと余計な負担が増える。東京ほどお金が掛かるのか分からない。また、パソコンの業者からすれば高い方が良いに決まっている。市や町レベルになると、言われたとおりに買ってしまっても分からない。数字の乖離<sup>かい</sup>があったのでその辺りは県としてどのように考えているのか。

あと、教育長の説明もよく分かった。いろいろな事情があることは理解している。最後に教育長自身がおっしゃっていたけれども、一部の人ができないから全体を止めるということではなくて、できるところからどんどん、つまり、全体の学びを止めないということの方がやはり大事だったのではないかと思う。学びを継続するという意味においては、感染を増やさないとといった他の対応もいろいろある中でももちろん大変なことも理解はするのだが、周りの小中学生や親から聞く話だと、ただ宿題を渡されて勝手にやってくださいと、そして親が見ていればよいと言っても、見てもらえない場合もある。家庭によってそれをちゃんと自分でできる子と、特に低学年だと束で渡されてやれと言ったってなかなかできない。

急なことで初めてのことなのでもちろんパーフェクトに対応しなくてはダメだとは言わないが、教訓としてこれからは生かしていただきたい。いろいろ見てみると、広島県は始めからオンライン授業をやっているし、県立高校の全ての生徒にGメールのアカウントを県が取得して生徒に配っているなど、対応が早い所は早いので、そのような事例を学んでしっかりやっていただければと思う。こちらについての答弁は不要である。

(義務教育指導課長)

A： 1点目の渋谷区との乖離<sup>かい</sup>について答弁させていただきます。渋谷区がなぜこれだけの額がオーバーとなったのかは分かりません。今回GIGAスクールに際しましては、国が事業者と自治体との対話の場を設けております。その中で事業者からは大きく分けると二つモデルが提供されています。一つは4.5万円に収まる基本モデルと、もう一つは、4.5万円を少し超えますけれどもいろいろ機能を付加した応用モデルとなります。

つまり、自治体の側からすればちょっとお金を払ってでも良いものを買いたい場合は応用モデルを、委員のおっしゃったとおり基本的な機能を付けてあとは違うところにリソースを費やしたりしたい場合には、基本モデルを適用することになると考えています。そういう意味では、今回GIGAスクール構想で調達することが前提となっている端末は、ハイグレードなものではなく、おっしゃるような基本的なモデルが前提になってくると思います。

一方で、報道の中では世界的なコロナ禍を受けて端末の供給市場が不安定になっているという報道もございまして、そこは私ども共同調達をする際に、市町村がしっかりと端末が調達できるようにしていきたいと考えております。

Q： 資料の1について、端末が1人1台ということについて検証したい。直近並びに過去において、児童生徒何人に1台の時代がずっと続いてきたのか。資料があれば教え

てほしい。

(義務教育指導課長)

A： 何人に1台ということについては、令和元年度調査の数字で7.4人に1台という状況でした。都道府県の中では45位ということでございます。30年度調査の数字については、今持ち合わせていませんが、都道府県の中でおおむね40位代であったと記憶をしています。その理由は、傾向として言えば、子供の数が多い自治体であるとPC1台当たりの人数は多くなる傾向にあります。45位が埼玉県ですが、福岡県、千葉県、愛知県が47都道府県の中でいわゆる下位にある自治体です。学校にPCルームがありますので、児童生徒が少ない自治体だと1台当たりの人数を計上するに当たって強く働きやすいためと考えています。

Q： **コロナゆえに起きた意識改革だと思うのだが、学校におけるICTの環境整備のことで、学校に来られない子供たちについての考え方を伺う。学校に来られない子供は主に三つくらいあると思う。一つ目は小児医療センターにおける院内学級。重篤な病気や難病と闘っている子供たち、火傷など入院加療をしている子供たちに対して、遠隔の授業は抜群の効果を上げると思う。二つ目は加速度的に増えている登校拒否の子供たちへの対応。三つ目は、インフルエンザ等による学級閉鎖時の学級毎の対応。これらについて教えていただきたい。**

(義務教育指導課長)

A： 学校に来られない子供たちへの学びの保障をということですが、院内学級、登校拒否、あるいは学級ごとの対応ということで、この3点につきまして例示を頂きました。院内学級につきましては、制度上、院内学級の子供たちにICTを使った授業をした場合は、授業として認められます。また、登校拒否や学級閉鎖時の対応ですが、そういった時にもこのICTを使って学びを保障していくことは有効であろうと考えています。

(生徒指導課長)

A： 御質問のうち、不登校につきましてお答えいたします。

今回、コロナに関する休業中におきまして、不登校に限らず、健康相談・教育相談の観点から、オンラインツール等を使って実施したという学校が、小中学校において28校、県立高校においては、約3分の1の学校で実施したと御報告いただいております。御指摘のとおり、不登校の観点からみますと、学校に来られないということにつながれなかった子供たちが、オンラインツールを使ってつながれることが分かってきたと考えております。一方、不登校の子供の中には、心理的な見立てをしながら、丁寧に対応していく子供たちもいます。これは、2次元だけでは、分からない部分もありますので、状況を見ながら、総合的に対応していく必要があると思っております。したがって、今回のコロナ禍の中で、各学校の取組の事例を集めながら、私どもの知見を使いながら、情報を整理して、学校にフィードバックをしていきたいと思っております。

(特別支援教育課長)

A： 小児医療センターに隣接しているけやき特別支援学校におけるICTの部分についてお答え申し上げます。けやき特別支援学校では、文部科学省より病弱教育におけるICT教育の有効な活用について研究委嘱を受けていまして、実証研究に取り組んでいるところでございます。病気のために長期の入院を余儀なくされている子供たちにとって病室と教室をつなぐというのは非常に有効な手段であり、病気と闘う勇氣にもつながっていると報告を受けているところでございます。

**Q：** 確かな学力の育成についての資料でG I G Aスクール構想についていろいろ説明いただいたが、子供たちがコンピュータ端末でそれぞれ異なる課題に取り組むようになると、集団の中での遊びや人格の形成を目指す学校教育の在り方が崩れてしまうのではないかと思う。学校現場で長い期間働かれていた教育長に考え方を伺いたい。

(教育長)

**A：** 学校における個の指導と集団での学びの話であると思います。学校とは、集団でいろいろなことを取り組むことで育つ場であり、みんなで頑張ることやコミュニケーション力を身に付けることができるのが学校であると思っています。この考えはこの先も変わらないと思っております。しかしながら、例えば算数の授業であると、今までは様々な学習の進み具合の生徒がいる中で、一人の教員がある一定のレベルの問題を、一緒に指導しなければならないというのがこれまでの教室でございました。これからは、個々の学習状況に合わせて、個別に最適化された教材などを与えることで、それぞれの子供たちの学びを深めていくこともできるようになるのではないかと考えています。

先ほど委員がおっしゃっていましたが、学校に来ることのできない生徒も教室と同じ授業を自宅や病室から受けることができるようになり、先生や友達の顔が見えます。学校には行けないが、皆と一緒に勉強している雰囲気を感じることができます。今までの学校の考え方やイメージが変化する教育の転換点になっているのではないかと考えています。場合によっては、オンラインでネイティブの方に直接英語の指導を受けることもできるようになってくるのではないかと考えています。そのような可能性が広がる中で、個別に最適化された教育を届けることと、学校行事等といった集団での学びの両方を充実させていきたいと考えています。

**Q：** 子供の学習情報の流出や、就職採用に使用するという議論があるが、この件についてどのように考えているか、伺いたい。

また、G I G Aスクール構想の国の補助は初期投資に係るもののみとなっており、今後ランニングコストが掛かり、自治体の財政を圧迫すると考えられるが、それについてどう考えているのか伺う。

(義務教育指導課長)

**A：** まず、情報流出について、国がこのG I G Aスクール構想の前から教育ビッグデータの活用ということは、政策として打ち出しております。ただ一方で、この教育ビッグデータの活用というのは、きちんとしたセキュリティ対策を講じた上でやっていくことが前提であると理解しています。

2点目でございます。ランニングコストが自治体の負担になるのではないかと伺っていますが、各自治体も大変懸念されておられて、私どもの方にも、例えばランニングコストがどうなるのか、あるいは5年後の更新費はどうなるのか、といったところの御質問を頂くことがございます。一方で、例えば5年後の更新費につきましては、国も単年度予算で編成をしておりますので、今の段階で5年後の更新費を出しますということは、なかなか言い切れないと聞いております。

**Q：** 教育長は、部活などいろいろなことで子供たちが育っていくという、このお考えを聞いて大変うれしく思った。ただ、今回のPCの導入については、今から4年前ですが、コンピュータ端末のデジタル教科書について、地域ごとにインターネット環境が異なることだとか、健康への不安があるから、全面的な導入を迅速に進めるのは適当ではないというような議論があったと伺っているが、それがここで前倒してフル活用されるということだが、健康への疑問点、心配点は果たして解消されたのかどうか、子供たちの健康に対して影響を与えるのではないか。自分が経験したことがない社会が広がるものがあるから、果たしてそれで良いのかなというのがあったので、答弁をお

願います。

(教育長)

A： ICT環境の下で、学習が進むことで子供たちの健康が心配ないのかというお尋ねかと思いますが、今回の休業中は、報道にもありましたけれども、ずっと1日中、小さい画面を見ながら勉強をしていたので、目が疲れた、そんな子供たちがいるという報道を目にしたことでもあります。先ほど申し上げましたように、集団での学びと個別最適化された学習のツールを使って、上手に総合的に学習を進めていくということですので、学校でも十分健康には配慮しながら、教育活動を進めてまいります。

### 【共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について】

Q： 特別支援学校について、まず、知的障害者の増加が著しいわけであるが、この平成31年に策定された計画による学校の整備が、令和5年度の岩槻の方で終わるわけだが、これで間に合うのか、今後の学校整備について伺いたい。

それから、障害の中で、特に発達障害の人数についてだが、これが現出する時は同じ時に現出するのではなくて、とても難しく、こと細かに分かれていっているのが現状だと思う。教育局であるから、小学校の入学時にこの子はどうするかという話になるのは知っているが、小学校の入学前の段階で、こういう子供たちの調査とか把握については、どのようになっているのか。各市町村の窓口とか、保健医療部との連携などはどのようになっているのか伺いたい。

(特別支援教育課長)

A： まず1点目、令和5年度の県東部地域の学校設置で過密が解消するのかというところでございます。まず、先ほど申し上げました環境整備計画につきましては、3年間の計画でございます。委員お話のとおり、令和5年度の県東部地域の学校を開校したとしても、想定規模として800人程度の過密が生じる見込みでございます。

こちらにつきましては、あらゆる手段、例えば、学校への増築であるとか高校内分校の設置であるとか、といったものを含めて、多角的に検討してまいりたいと考えております。

2点目の質問でございます。発達障害児の入学前の把握ということでございます。こちらにつきましては、当課のほうが、福祉部とも連携をして、幼稚園・保育園への切れ目のない支援を実施しているところでございます。その中で、そういった子供の把握を含め、市町村とも連携をして適切な支援が実施できるよう努めてまいります。

Q： 特別支援教育のことについて、教育長に伺うが、埼玉県教育長になられてから、特別支援教育の現場に行ったことがあるか。そして、特別支援教育の状況について見聞されたか、もしくは校長先生との意見交換だとか、あとは文化祭、体育祭などのその他のイベント等に参加されたかどうか伺う。

(教育長)

A： 特別支援学校の訪問の件でございますが、教育長になり、5月の休業中の学校の様子を把握するということが1校伺いました。それから6月になりまして、分散登校が始まりましたので分散登校の様子を見てまいりました。分散登校が始まったときには、スクールバスが到着する朝から学校に行っておりました。分散登校ですので、1台のスクールバスに3人とか、場合によっては1台に1人とか、密にならない状況で登校してまいりましたが、久しぶりに学校に子供たちが登校してまいりましたので、担任が迎えに来るわけですけど、子供たちがバスから降りてうれしそうに担任に駆け寄る

様子も見てまいりました。それから、昨年度、私は参与という職を承っていましたが、県南部地域の46校の県立学校を担当して、年間ずっと学校を巡回しておりました。県南部地域には、特別支援学校8校がございまして、8校を複数回訪問させていただきました。校長と話し、議会でも御心配いただいておりますけれども、過密の状況もつぶさに見てまいりました。一人一人の障害特性に応じて教員が一生懸命に指導している様子も見てまいりました。先ほど、環境整備のことについても説明させていただきましたが、子供たちが少しでも伸び伸びとした環境の中で勉強できるように、環境整備については、一生懸命に取り組んでまいりたいと思います。

**Q： 3の自立と社会参加を目指す取組について、この中で、就労された職種はどのような職種があるか、また、何人ぐらい就労されたか、伺う。**

(特別支援教育課長)

A： 一般就労の状況につきまして、お答え申し上げます。令和元年度卒業生が1,098名ございまして、一般就労を実現したのは、このうちの376名でございます。率として、34.2%でございます。その内容といたしましては、軽作業、清掃、介護補助、事務職員と、そういった職種でございます。

**Q： 高田教育長が大変精力的に動いていただいたということで、障害のある方の励みになっているかと思う。そこで、障害者の方々の一般就労の割合が34%ということだが、実はここが一番大事であって、保護者の方、校長先生とお話すると、卒業後がこの子供たちにとって大事なのだと、切実な深刻な問題を提起してくれている。例えば、県の中にも、就労できるような能力のある子もいるという話を聞いたが、そういうお考えがあるのか、教育長に伺う。**

(教育長)

A： 卒業後の就労支援についてのお話でございますが、私は、浦和一女の校長も務めさせていただきましたが、そのときに、環境整備、お掃除や除草作業をしていただくということで、障害者雇用として2名ほど、若い女性が入っておりました。県立特別支援学校の卒業生でありました。高校生も、障害のある方が一生懸命働いている姿を間近で見ているということが、共生社会を作っていく上で非常に大事だと思っております。球技大会にはその作業員の方たちも参加いただいて、バスケットボールをやったり、そういったことにも取り組ませていただきました。教育委員会として障害者雇用率を達成するという大きな課題ですので、特別支援学校高等部を卒業した、私がおりました学校の清掃作業をしていた方もそうなのですが、先ほど課長が説明しましたチームびかびかなども通じて、スキルを上げていただいて、県のスタッフとして雇用して活用の方が広がっていけば、保護者の方の心配も少しは和らいでいくのかなと考えており、障害者雇用についても一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

**Q： 先ほど、特別支援学校に在籍する生徒に対する就労支援については説明があったが、説明にもあったように、通常の学級にも10.7%といった割合で何らかの支援を必要とする児童生徒がいるとのデータや、高校32校に巡回支援をしていることを踏まえ、高校に在籍している生徒の就労支援について、特別支援学校が持っているノウハウをもっと活用していく必要があると考えるが、取組や考え方について伺いたい。**

(特別支援教育課長)

A： 高校に在籍している発達障害等のある生徒への就労支援についてお答え申し上げます。まず、特別支援学校では、就労支援アドバイザーを配置しております。こちらを高校に派遣することが可能であり、一般質問にもありました吹上秋桜高校にも対応で

きるよう準備を進めているところでございます。

また、高校の進路指導主事と、特別支援学校の進路指導主事がブロックごとに情報交換する場面もありますので、その機会に特別支援学校が持っているノウハウを積極的に提供してまいりたいと考えております。

(高校教育指導課長)

A： 高校では就職支援教員ですとか、就職支援アドバイザーの方に就職に関する支援をしていただいております。そういった方が、発達障害ですとか、障害のある生徒の特性ですとか、いろいろな就職に当たってのアドバイスができるように、就労支援アドバイザーの方を講師として派遣してもらって、就職支援教員あるいは就職支援アドバイザーの研修の中で、就労支援アドバイザーが持つスキルを身に付けてもらうことに取り組んでまいります。

Q： もう1点伺いたいが、いわゆる通常の高校での進路指導に当たっての進路指導主事の先生についてだが、障害のある生徒とない生徒に対する指導とは違った指導が必要になってくると考えるが、そこで、そういった生徒がいらっしゃる学校の進路指導主事の先生の数とか、人員が足りているのかどうか、より手厚く指導しないとなかなか就労に結びついていかないのかなと思うが、人員の配置についてはどうか。

(高校教育指導課長)

A： 進路指導体制のことになるかと思いますが、今申し上げたような就職支援教員あるいは就職支援アドバイザー、こういった方に障害がある生徒に対する就労の支援ができるようなスキルを身に付けていただくことで、進路指導主事の仕事をサポートしていく形で、連携を図っていきたくと考えております。

Q： 特別支援学校のことについて、就労希望者の85.1%が一般就労ということで、本当にありがたいと思う。私も障害のある子を就職させているのだが、通常の子供たちも、高卒も大卒も、確か3割近い、3年間で3割近い子供が辞めていくということだったと思う。特に、特別支援学校の子供たちは、更にパーセントが高いのかなと思っている。その辺のチェックをしていただければと思っている。

御存知のとおり、就労に入ると専門的に中小企業によっては、人を付けてくれてやってくれるけれども、こういう事件があった。非常によく見てくれていたが、その子供の通帳から数百万、社内で指導していた人がコンビニに一緒に行って、下ろして借りているということがあった。親がチェックして見つけて、実際に刑事事件になったのだが、世の中 いい人ばかりではないので、少し見てあげないといけないかと思う。3年以内で退職する人の数字が分かれば、特別支援学校の子供たちがどういう状況なのか、教えてもらえればと思う。

それと、やはり、再就職というのは非常に厳しいのかなと思う。その辺の支援の状況を少しお願いできればと思うのだが、通常であれば学校を離れてしまうと支援するのはなかなか難しいのかなと思うが、こういう子たちは支援をしてもらわないと厳しいところもあるので、お願いになってしまうのだが。

私も年間10名くらいは、企業に就職させているのだが、辞めてしまう。いろいろ説得はするが、もう会社自体が嫌になってしまう。だから、その辺をどのようにしていったらよいか。その子は何に向いているのか、その辺も含めて、どういう対応をしているのか。

(特別支援教育課長)

A： 特別支援学校を卒業して、3年間については、アフターケアということで積極的に支援をしている状況です。数字ですが、まず卒業後1年の定着率ということで、就職した者のうち、1年目については86%の者が定着して仕事を続けています。2年目

に入りますと80.6%、3年目になりますと75.9%というような定着率です。学校の方も就職すればよいということではなく、なるべく生徒の特性を踏まえた進路指導を充実させていますので、このような数字になっています。

再就職への支援ということですが、学校だけではなくて地域の就労支援センター等とも連携を取りながら、再就職に向けた支援をしているところです。

**Q：** やはり、どうしても就職して、半年、1年はそばにいて指導していかないと飽きてしまう。私の経験からすると、就職して仕事ができなくて誰も手伝ってもらえない、それが社内で手伝ってくれるようになると、辞めたくなくなってしまうという感じなものだから、厳しいところもあるが、その子を守ってもらえるように、私も一所懸命やるが、協力をお願いできればと思う。答弁は結構である。

**Q：** 特別支援教育の推進について、先ほどの委員からも質問があったが、令和5年度開校の県東部地域特別支援学校についてのお話があった。この開設によって解消される課題とその後の計画についてお聞きしたい。

先ほどの答弁を聞くと、まだ800人の過密があって、あらゆる手段で高校内分校の設置とかを考えているということだが、開設が決まってもそれが開校するまでに今回の例で言えば3年も掛かるわけなので、今からまたちゃんと考えていかなければいけないと思うので、その点も含めて、特別支援教育の推進ということで具体的にお考えを聞かせていただきたい。

(特別支援教育課長)

**A：** 令和5年度以降の対策についてお答え申し上げます。県東部地域特別支援学校を開校いたします。こちらについては、約200人の解消効果がございます。近隣の上尾かしの木、春日部特別支援学校については、大きな効果が生まれるものと考えております。また、今年度から、分校3校を新たに事業化いたしまして、引き続き増築も含めてあらゆる手段で対応してまいります。また、市町村教育委員会とも更なる連携を図りまして特別支援学級の設置促進についても働き掛けてまいりたいと考えております。

**Q：** 今の特別支援教育のことで、委員に答えた800人の過密について、その部分の数字のことが今の説明では分からないが、県東部地域特別支援学校の開校によって200人が解消することも含めて、イメージが湧くように、答弁をお願いしたい。

(特別支援教育課長)

**A：** 具体的に申し上げますと、令和元年度の過密の状況につきましては、1,210人でございます。これが様々な対策を講じることによりまして、令和5年度につきましては872人まで解消するというところでございます。これは、計画に書いてある事業等をやった場合でございますので、今後、この解消を目指してあらゆる対策を進めていきたいということでございます。

**Q：** 資料の共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進についての、特別支援教育の状況の三つ目の○の一般就労について伺う。1年時に一般就労を希望する生徒の85.1%、特別支援学校全体では34.2%が就職したということで大変多くの方がいるなどと思う。お父さんお母さんも我が子の自立と就労には大変期待をなさっている。

特別支援学校の高等部で、一般就労を進めるためにも学校外の仕事現場の実習を行っているということだが、教育委員会の資料を見たら、感動的な話があった。高等部の男の子の感想で、「お弁当作りや販売を体験しました。従業員の方に温かく接していただきました。これからの課題も見つかりました。事業者の方からは職に興味を



持ち、作業に取り組んでいました。自分の得意な分野を活かして、これからの進路を切り開けるでしょう。」また、高等部女子の感想で、「製品になる前の傷の確認をしました。4月からはこの会社で働きます。立派な社員になりたいと思います。事業者の方からは、実習期間中は指導者の作業指示の理解も早くミスもなく確実に作業をこなし、毎日頑張って作業を進めました。会社の規則、構内の交通ルール、挨拶等も問題なくこなし、評価も良好で採用が決まりました。」という話があった。

そこで、3点質問させていただく。1点目は一般就労に向かう生徒にとっては、とても有意義で効果の大きい実習研修だが、実習の場で接する方々にとっても、つまり経営者や従業員の方々にとっても、また本人たちにとっても共生社会の実現にとってもいいことだと思うが、もう一度確認の意味でしっかりとお話をさせていただきたい。

2点目だが、実習先の御紹介を受けるとき、御提供をお願いするとき、相当御苦勞をされているのではないかと。各校で先生方が懸命に実習先を探していると同僚が、これについてこれからどのようにやっていくのか。

3点目だが、教育局が頑張っているわけだが、開拓に当たっては、本県各部局からの応援というか協力を仰いで取り組むべきで、そういった実習を幅広く拡充すべきではないか。

(特別支援教育課長)

A: まず一般就労に向かう生徒にとって実習の効果と受け入れる側の効果についてでございます。子供たちが日頃、作業学習などで培った力を発揮する場として、現場実習は非常に有意義なものであると感じております。実際に働くことによって新たな課題を見付けることもできます。また、障害のある子供たちが一生懸命働くことによりまして、自分たちももう少し頑張らないとなと思われている社員も多いと実習先からは聞くこともございます。

2点目でございます。各学校で実習先を探すのに苦勞しているのではないかとということでございますが、特別支援学校では年に6回の進路指導主事会議を実際にやっております。やはり子供たちが通える企業を探すことが大事でございますので、ブロックごとの連携をより強めているところでございます。学校ごとというよりはチーム埼玉として子供たちに合った就労先を提供できるように努めているところでございます。

また最後でございますが、各課が協力して実習先の開拓ということでございますが、いろいろな課に応援をいただきながら障害がある子供たちの就労に向けた取組を進めているところでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 【意見・提言について】

- ： 新型コロナの感染症対策の中で、学校教育のオンライン化を進める動きが強くなっている。今回のような事態で必要な場合もあるので、基盤の整備を否定しないが、本来、小学校で4月に始める予定だったプログラミング教育も進まない中、現場は振り回されている。コンピュータ端末を使うことが目的化すると、教員の負担を増やすことになりかねない。子供たちが人との関わりの中で、豊かに学び、教職員が専門性を発揮することができるよう、コンピュータ端末だけではなく、教職員を増やすこと。
- ： G I G Aスクール構想における1人1台端末の実現に関しては、端末そのものに多大な予算を充てるのではなく、学校等の通信ネットワークの増強を重点的に行うよう各市町村を指導すること。
- ： 卒業後、一般就労を目指す特別支援学校の生徒にとって、実習の経験はとても有意義であり、効果的である。共生社会を実現するためにも、本県の各部局から協力を仰ぎ、実習の場の拡充に努めること。
- ： 共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進については、新たな教育改革に取り組むこと。
- ： 1, 710件のデータベースを基に、確実に個々の生徒たちにフィードバックすること。
- ： アクティブ・ラーニングの方法を早急に考えて、それぞれの学校に提案すること。

# 文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室

令和 2 年 6 月 9 日（火）

10:12 開会～11:45 閉会

## 1. 議案

### 【第 80 号議案 埼玉県教育委員会教育長の任命について】

Q： 新型コロナウイルス対策としてのオンライン授業の重要性については、教育長の所信表明でも伺い、動画配信というものを埼玉県で行っていることも承知している。今後の感染症対策等を含めて、県立学校においてオンライン授業を導入することが必要だと思うが、1 点目として、教育長は動画配信で満足しているのか、仮にそうでなければオンライン授業の導入に当たって、教育長が体験やいろいろと実感している中での問題点や改善点を伺いたい。

私自身、実際にオンライン授業を大学院で行っており、Google ドライブなどのツールがないと円滑に進められないという実感がある。そのため、環境整備に慣れた職員を埼玉県が採用し、全県立学校が円滑にオンライン授業を行えるようにすることが必要だと考えている。

2 点目として、学校再開に当たって、文科省の通知によれば、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り補習等を行うよう通達があったと思うが、各教育委員会においては、学校等の状況を踏まえて、教員の加配や学習指導員の配置、地方単独事業の実施、ボランティア等の活用を通して人材確保をするようになっている。教育長としては、予算があれば埼玉県の県費で人を採用するようなことも考えていると 6 月 7 日掲載の新聞で言っていたと思うが、それについて具体的なビジョンを伺う。

（教育長）

A： まず、オンライン授業の導入についてでございます。これまで学校を 3 か月も閉じるということは、誰にも経験のないことではございましたので、その間の学習保障をどう進めるかが最も大きな課題でございました。委員からの御指摘もありましたとおり、通信環境がなかなか整っていない現状があり、国の GIGA スクール構想についても、もう少し長い年度で計画的に導入をしていくとのことでしたので、この間、例えば、タブレットがない、通信の速度が遅い等のいろいろな課題がある中で、できるところから順次子供たちに学習を届けようということで、紙のプリントを郵送したり、小中学校の下駄箱を使って取りに来ていただいたり、教員が家庭訪問をして玄関のインターホン越しに話をして課題を渡し帰るということなど工夫をしてまいりました。児童生徒の家庭の通信環境の問題もありました。

ただ、県立学校に関して申し上げれば、できないからと現状に留まらず、とにかくできるところから少しでも子供たちに学習を届けようということで、私の方から指示し、様々な取組が進んでまいりました。コロナウイルスの第 2 波、第 3 波が危惧される中、現状、学校は再開いたしました。全面再開になっているわけではありません。分散して学校に来る日、家庭で勉強する日というものもまだありますので、学校で勉強することと、家庭で例えば授業の動画を見ながらプリントに取り組むこと等も併用していく必要があると思っております。また、一旦撮り溜めた動画は、来年再来年も利用できるため、学校の大きな財産となると思っておりますので、これらも含めて継続的に取り組んでいきたいと思っております。

また、平常時におきましては、私は高校の校長もしておりましたが、例えば大学

に生徒が出向いて研究室で御指導いただくとか、大学の先生に来ていただいて講義を行っていただくということがございましたけれども、なかなか遠方の大学から来ていただくのは難しい状況がございました。日帰りですと東京の大学に生徒が出向いて御指導いただくということもございますが、これからは、オンラインということで、遠方にある大学の先生ですとか、場合によっては海外の姉妹高の生徒と直接やり取りをできることで、教育の可能性が広がっていくと思っております。

今回のコロナウイルスについては非常に残念なことでしたが教育方法の質的な変換を図る歴史的な位置にいるという認識で、引き続き、学習環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。これまで学校が閉じておりましたが、分散登校が始まりました。1クラスを二つに分けるということは人手が必要になります。あるいは消毒を行わなければなりません。プリントを課題としてたくさん出しておりましたので、戻ってきたものを採点してコメントを付けて戻してあげるなどの対応も必要になってまいりました。これまで、国の予算を頂きながら、スクール・サポート・スタッフ等を小中学校に配置してきました。今後は、消毒の業務など、新たに発生した業務等に当たっていただくような学校への支援も行ってまいりたいと考えております。県負担でということも検討させていただきたいと思っておりますが、財源の問題もありますので、工夫をしてまいりたいと思っております。

**Q：** 動画配信を一つの財産としてこれからも普及していきたいと言っていたが、私自身いろいろな方々からのヒアリングによると、動画を見る生徒と、見ない生徒がおり、それぞれの自主性に任されてしまうところがある。オンライン教育、すなわちリアルタイムに相手の顔が見えると、元気にやっているな、何か家庭環境に変化はないかなど気付ける。私が申し上げたのは、オンライン授業とは、ただ単にテレビ会議ではないので、資料の共有などいろいろな補助機能の活用が必要になってくるため、一般の教員がそれらを活用していくのは非常に負担が大きいと考えている。そのために、環境整備が得意な職員を採用し、学校教育を新しい時代に則したものにしていくことが重要だと思うが、教育長の見解を伺いたい。

(教育長)

**A：** 教員と生徒が直接顔を見ながら授業をする方が、生徒の理解が深まり、教員としても子供たちの反応を見ながら指導ができることになります。そのため、一方通行より、オンライン授業の方がより効果があるということだと思います。オンライン授業について不慣れな学校もございましたので、例えば、総合教育センターには情報教育に長けた職員が揃っておりますので、学校でオンライン授業を行う、動画を作成するといった中で、分からないことがあれば、総合教育センターの職員を派遣し、学校を支援させていただきました。教育局の中にも、高校教育指導課、義務教育指導課にそういったことに長けている者がおりますので、このような人材を集めて、学校のサポートに当たれるよう支援体制を作っているところでございます。引き続き、オンライン教育の充実に向けて取り組んでまいります。

**Q：** 1点目、教育長の冒頭謝罪から始まったが、公立学校の臨時的任用教員に係る遅延損害金について、チェック体制の甘さから遅延損害金の支払が滞っていたということで、直ちに確認したあと、一人あたり100万以下だと専決処分の対象となるということで、本来であればミスをしてしまった専決処分に対して、1日でも早く支払をするべきものだったかと思う。しかし、昨日、メディアや新聞などを通じて、我々が文教委員会を開く本日、5人の方に入金がされると伺った。1日でも早く支払っておくべきものがどうして文教委員会が開かれるこの日になったのか、経緯を伺いたい。動画配信について、教育長記者会見の発表内容と教育現場での状況にずれがあったとのことで、コロナ対応で苦勞しているのかとは思いますが、細かい話になるが、その辺も調整、ガバナンスができていないことの表れなのではと思っ

てしまう。

2点目になるが、高体連・高野連に所属する団体の大会が、コロナウイルス感染症の影響で中止になっている。高体連所属35団体の内30団体が中止になり、うち22団体が前向きに代替大会を検討しているとのことである。また、高校野球の代替大会も埼玉県では開催する方向とのことだと聞いた。これは、高体連・高野連が主催となって開催する大会だと思うので、あくまで県教育局としては、支援・協力の立場だとは思いますが、代替大会の日程が決まって、いざ大会を開催する際には、県としてもしっかりと支援をしていただきたいと思います。特に高校3年生については3年間頑張ってきて、最後の大会で、自分たちの力を発揮できる重要な位置づけの大会なの言うまでもないので、県としてしっかりと支援を検討していく考えはあるのか伺う。

(教育長)

A： 退職手当の未払に関する遅延損害金の支払漏れにつきましては、先ほども御説明しましたけれども、多大な御迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げたいと思います。私が4月下旬に報告を受けまして、速やかに、該当の方に丁寧な対応を行うよう指示をいたしました。できるだけ早く支払うよう取り組んでまいりましたが、5月26日に専決処分をさせていただき、6月4日に支出命令を行い、本日の振込となったものでございます。速やかにと取り組んでまいりましたが、結果としてこのような日程となったことにつきましては、改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

動画配信のことにも触れていただきましたけれども、大きな問題が降りかかってきたときに、そのことに集中するあまり、周りが見えなくなっていることはないかと職員には話をしておりましたけれども、私自身もそういうことがあったと、深く反省いたしております。広い視野で、職員を指導監督してまいります。

2点目の子供たちの部活動の関係でございます。私も若い頃は部活動の顧問を行っておりましたので、大会に懸ける子供たちの思いは並々ならぬ思いがありますし、応援してくださる保護者等がいる中で、子供たちが高校3年間の練習の成果を発揮する大会が中止になってしまったことで、やりどころのない思いにとらわれているのではないかと考えております。先ほど委員からもお話がありました通り、インターハイについては、現在22の競技で代替大会の検討が高体連で進んでいると伺っておりますし、高野連につきましても、高校野球の県大会について開催の方向で話が進んでいると承知しております。教育委員会といたしましては、熱中症防止や感染防止の面で、できるだけ応援をさせていただいて、高校3年生がやり切ったという気持ちで次のステップに進めるようにしっかりと支援をしてまいります。

Q： 遅延損害金の件について、5月26日に決裁され、6月4日に支払伝票を切り、6月9日に入金されたとのことだが、なぜ今日このタイミングの支払なのか。5月26日の決裁自体を早くする視点はなかったのか。意識の問題として1日でも早くしていただきたかったし、我々はメディアを通して今日入金されたことを知った経緯がある。そういったことも、もう少し配慮いただいて、決裁日の設定について考えていただきたかった。その点についての考えを伺いたい。

高校の大会、インターハイと甲子園の件については、しっかりと支援協力体制を敷いていただきたいと思います。例えば、高校野球だと夏の予選から始まり、強いチームは甲子園に出場する。その中でプロ野球や大学のスカウトなどが目を光らせていて、見に来るのも事実であるが、少し聞いたのが、今年のドラフト会議では高校生枠が大分減ってしまう可能性も懸念されているという話であった。そしてまた、そこまでいなくても、インターハイなどである程度の成績を残せば、AO入試の願書や、推薦入試などにも反映される。そうした高いレベルの選手たちをしっかりと取りたいという大学側の視点もあるのは事実だと思うので、代替大会では、普段の大会に比べるとどうしても見劣りしてしまうということを考えると、やはりこれから

**生徒たちが進路先として考えているであろう各種団体、大学等に配慮要請というの  
も、ぜひ学校側として行っていただきたい。また、心理的な心のケアの部分でも学  
校側として最大限バックアップをしていただきたいが見解を伺いたい。**

(教育長)

A： 遅延損害金の支払に関しまして、事務処理に日程を要してしまったことにつま  
しましては誠に申し訳なく思っておりますし、報道を通じて委員の皆様が今日の支払と  
のことをお知りになったことについては、非常に配慮を欠くことであつたと思つて  
おり、失礼を申し上げます。今後このようなことがないように、職位に応じてきち  
んと決裁権者としての責任を果たすよう改めて指示を徹底してまいりたいと思いま  
す。

2点目の高野連・高体連への支援の取組でございますが、委員お話のとおり、子  
供たちは大会での成果をもとに大学に行こうか、あるいは就職し実業団に行こうか  
といったいろいろな希望を持って、高校に入り、3年間の辛い練習に耐えてようやく  
それが花開くという時期になって、実現しないままなんとなくしぼんでしまった  
ような感じがしております。文部科学省も、各大学の団体などに対してAO入試、  
推薦入試に関する日程を繰り下げることでありますとか、あるいは、調査書に記載  
できることが非常に少なくなつてしまいましたので、地方大会も全国大会もありま  
せんので、評価について配慮するように大学の団体に対して通知していることを承  
知しております。私共としても、県内の生徒の進路実現に悪い影響が出ないよう、  
機会があれば文部科学省にお願いを別途させていただきたいと思つております。ま  
た、高校からも、連携している、例年生徒がお世話になっている大学等もあります  
ので、積極的に連絡を取らせていただいて、子供たちの進路に影響が出ないように  
しっかりとバックアップしてまいりたいと考えております。

**Q： 2点伺う。1点目は、郷土埼玉と我が国を担っていく児童生徒をしっかりと育てる、  
文化・芸術の振興は重要であるという所信表明があつたが、私も愛郷心・愛国心が  
グローバルな意味合いとしても必要であると考えているが、具体的に教育長の考え  
を伺う。**

2点目は、39件の不祥事があり、そのうち17件がわいせつ行為であつたとい  
うことで、教育長自身も危機的状況であると認識をしているとのことであるが、不  
祥事はあつてはならないことであり、これに対する具体的な対策について伺う。

(教育長)

A： グローバル人材の育成ということが言われて久しくなりますが、国際社会で尊敬  
され信頼される人材を育成するためには、まずは我が国の歴史についてしっかりと  
勉強して、伝統や文化を尊重する態度を育てることが何よりも大切です。埼玉県  
には優れた文化遺産や国宝、地域には長年続いているお祭りなどもありますので、子  
供たちにまずは地域のそうしたお祭りなどに参加することにより、地域の皆様が守  
り育ててきたお祭り・文化などを尊重する態度を身に付ける、そして埼玉県、日本  
を守っていく、愛するという気持ちを育てていくということにつなげていきたいと  
考えております。

日本人としての自覚と誇りを持ち、国家と社会の形成者として、主体的に行動で  
きるとともに国際社会において尊敬される信頼される人材の育成に積極的に取り組  
んでまいります。

不祥事の防止についてでございます。冒頭にも申し上げましたが、昨年39件に  
も上る不祥事が発生いたしまして、その中で、多くのわいせつ行為がありましたこと  
について、本当に皆様には申し訳ないと思つております。

先日、学校再開後の学校を訪問し、校長と話をしている中で、登校してくる生徒  
を見て涙を流している教員がいたとの話を伺いました。教員もこの3か月間生徒に  
会えない中で、いろいろなことを考えながら過ごしてきたと思つていますが、子供たち

のために私はいるということが再認識できた期間だったのではないかと思います。

教員一人一人が自分の果たすべき使命をしっかりと自覚することから不祥事防止は始まるものと考え、先日教職員へのメッセージを動画で配信いたしました。

また、今年度は、教育局内に不祥事根絶対策チームを設置し、新たな研修プログラムの作成などについても検討を進めております。採用選考の場でも、倫理観を問うような質問を入れるなどの工夫を行いながら、優秀な人材を確保しようと取り組んでおります。

これまでも研修を行ってまいりましたし、私も学校で職員に研修を行いました。なかなか教員一人一人の心の根っこの部分に届かせるというのは難しいと思っております。性犯罪や心理に詳しい専門家にアドバイスをいただきながら研修プログラムも順次見直しを行っていきたいと考えております。

二度とこのようなことで、県民の皆様にご迷惑が掛からないようにしっかりと努めてまいります。

**Q：** 県立高校の再編整備について教育長の考えを伺う。生徒が減少している中で、高校の統廃合をせざるを得ないということだと思いが、そうした中で、地域間での教育機会の均等の確保、公教育のあり方が問われるかと思う。

また、地域の活性化、若者の郷土意識といった点でも、高校の存在意義があると思う。市町村によっては統廃合の対象となるのではないかと戦々恐々としている。

単純に学級数の減少だけで統廃合を決めるのではなく、ICTなど教育方法の歴史的転換期でもあり、そういったものを活用した共同授業などいろいろな方法も検討できるかと思うが、この問題について、教育長の認識・考え方を伺う。

(教育長)

A： 委員御指摘のとおり、これからも中学校卒業生数がだんだんと減っていく状況でございます。今、一番小さい学校ですと、2クラスで募集している厳しい学校もございます。

再編整備の基本的な考え方でございますが、子供の数が減ったから学校の数を減らすということではなく、やはり教育を子供たちに提供する場合には、ある程度の人数がおりませんと、学校行事・部活動にいたしましても様々な影響が出てまいります。ある程度の規模を維持していくことが、子供たちにより良い教育を提供するためには良いのではという考えが一つございます。

また、委員お話のとおり、学校は地域にとって文化の拠点であると考えております。小中学校の方がはっきりはしておりますが、学校を中心に保護者の方などいろいろな方が連携しながら、地域の子供たちが育っていく場だと考えております。

高校については、通学範囲が広いため、地域との連携の仕方は小中学校とは少し異なる部分もあるかとは思いますが、地域にとっては大事な教育の場であると考えております。地域の活性化のためにも学校があるということは大切であると考えておりますので、子供たちにある程度の規模でより良い教育を提供することと、地域の実情を踏まえた上でのバランスを考えながら進めていくべきことだと考えております。

**Q：** ICTを活用した方法なども検討をお願いしたいと思うがその点についても伺いたい。

(教育長)

A： ICTを活用することで、距離が離れていても、教室と同じような環境である程度のことができるという状況になってきております。

今、委員から頂いたお話なども含めまして、また、地域の市長・町長・教育長が地元の学校に対してどのような思いを描いているのか、足しげく通ってよくお話をしてくるよう担当課に指示を行いました。学校に対して、地域の方々は何を求めて

いるのか、いろいろな思いがあると思いますので、地元の方々によく御意見を伺いながら、地域の子供たちにとってより良い学校になるよう取り組んでいきたいと考えております。

**Q :** ICT授業や、Edtechの推進について伺いたい。先ほど、オンライン授業の可能性を感じているといった話や、大きな転換期と感じているということで、私も同意見である。また、所信表明にもあったが、AI・IoTの話の中で10年先を想像できない不透明な時代であってもたくましく生きぬく力をつけて欲しいという話もあった。その中でも、Edtechをどう活用していくかということは重要であると考えている。

AI・IoTが当たり前になっていく時代を生き抜くためには、子供たちがそれを活用する力がなければならない。「情報活用能力」というのは、新学習指導要領にも「言語能力」同様に学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている。

障害者・不登校の方などの個別最適化にもしっかりと取り組んでいかなければならない。そういった中でもICTは有用・有効なもの、必須なものと考えている。

先ほども、オンライン授業や県立高校の再編の話の中でICTを活用するという話があったが、そういった個別の中で出てくるものもそうだが、ICT活用というものを総合的に県としてどのように進めていくのか、ICT時代をどのように作っていくのかが非常に重要であり、そのためにも埼玉県の教育の中で、小学校・中学校もしっかりとベクトルを揃えて取り組んでいく必要があると考えている。そのためには、明確にEdtechやICTの活用を推進していくというビジョンを教育長が示していくべきだと思っている。

また、オンライン授業について、長けた職員もいるので、そういったの方々により推進していくという話があったが、一部の方に限って推進していくのではなく、教員の方々が必死になってICTの議論を進め、全体を底上げし、担う人材を育成していくことが非常に重要であると思うが、教育長の思い・決意を伺う。

(教育長)

**A :** 病気の子も病院に入院しながら、不登校の子も家にいながら、学校と同じ環境の中で勉強ができるという、個別最適化された教育が一人一人に届けられること、もう一つは、広く世界に発信する・交流できるということ、この二つが同時に学校教育の中で実現できることが一気に進んだと思っております。

折しも今年度から実施されている小学校の学習指導要領では、プログラミングが子供たちの学びの中に入ってまいりました。小さい頃からそういうものに慣れ親しんで、10年後どのようになっているか分からないと先ほど申し上げましたが、それは逆に子供たちの前に沢山のチャンスが広がっているということでございますので、そういったことを積極的に取り組むことで子供たちが未来を自分の手でつかんでいって欲しいと思っております。

全体的な底上げということについてでございますが、学校も最初は、授業の動画を撮ることやオンラインの授業など、不慣れでございました。しかし、学校に聞いてみたところ、機材の設定等は若い教員が行い、年配の教員は遠巻きに見ていたという状況でございましたが、実際に授業動画を作成するとなると、50分の授業を15分にコンパクトにまとめ、エッセンスだけを提供する動画を作るのはベテランの教員の方が技量が高いとのことでございました。年配の教員であっても、できるようにならないといけない、やらなければならないようになってきておりますので、そうなったことをしっかりと捉えて、オンライン教育や動画の配信など、私たちが責任をもって、ICTを活用できる技術能力が身に付くようにしていきたいと考えております。

**Q :** 先ほどの教育長の所信表明を聞いて、なかなか素晴らしい話だと思った。特に感銘を受けたのは、やはり現場、あらゆることを考える上で現場が大事という点に非



常に感銘を受けた。

先ほど不祥事の問題についても弁明があったが、教員の多忙化の問題についてもかなり問題になっているので、この辺りに対してどのように考えているのか見解を伺いたい。

特にコロナウイルスの関係で、3密の問題になった時に、アメリカの少人数学級制度のように、学校の先生が一人一人に目配せできるようになっていたら良かったと思う。

二つ目として、臨時的任用教員の退職手当の支払が遅延した問題があったが、埼玉では臨時的任用教員の採用が多い。そういう点では、臨時的任用教員への対応について、同じ埼玉の教育の一翼を担っており、埼玉の教育を支えているという面で、差別なく対応すべきと考えるが、教育長の見解を伺いたい。

(教育長)

A： まず、多忙化解消についてでございます。先ほどの所信表明でも申し上げましたとおり、多忙化解消は喫緊の課題だと認識しております。私も学校に勤めておりましたけれども、学校というのはなかなかスクラップ・アンド・ビルドができず、いろいろな事が積み重なっていく状況がございます。そうした中で、やや職員の中で多忙感があったり、仕事が均等に分担できていなくて、ある職員に集中してしまったりということもあるかと思えます。

私は今年度当初、教育局の課長会議において、学校に負担をお願いしている事が様々あるけれど、洗い出しを行って、削減できそうなものは勇気をもって止めようという話をいたしました。

多忙化解消の一番大きな目標は、子供たちに質の良い教育を届けるというこの1点にあります。教職員が自分自身を磨く時間ですとか、リフレッシュする時間などをしっかりと持った上で、毎日元気に明るく教壇に立つということが子供たちにとって良い教育をするためのまず第一だと思っておりますので、多忙化解消に向けてしっかりと取り組んでまいります。

2点目の臨時的任用教員についてでございます。採用試験で若い教員が毎年沢山採用されるようになってまいりました。ある学校では、「おめでたです」という職員が2人3人おります。

先日、特別支援学校にも行きましたけれども、黒板に誰々先生が何日から産休に入りますと7~8人名前が載っておりました。「おめでたい事ですね」と言いましたが、そういった時に切れ目なく子供たちに教育を提供するために、臨時的任用の方に入ってもらい、即戦力として働いてもらえるというのは非常にありがたいことでございます。私も学校にいるとき、この人は正採用、この人は臨時的任用というような区別をして対応したことはございませんし、委員からもお話がありましたとおり、共に学校教育を担っていただく大事なスタッフの一人でありますので、そういう意識でこれからも取り組んでまいります。

Q： 実は、私の地元の吹上秋桜高校の初代校長が教育長で、地域のお祭りなど街中で校長先生によくお会いした。住んでいるのは鴻巣ではないのに、いろいろなところに顔を出して地域を知ろうとしてくれているのだなと思っていた。また、初代校長なので学校の方向性など作り上げていくのに苦労しただろうなと思いつつも、でも子供たちも元気に過ごしているなという印象が大分昔の話だなと思いつつも、所信表明での現場を見てというのは、そういうところにも表れているのだなと感じた。

そうした中で、私が伺いたいのは、所信表明の中で触れていて、私も気になっている子供たちの自己肯定感の低さ、認められる、認められないというところの判断、認めてもらいたいという思いは持っているけれども、社会からは認められないという感じ方をしている子供たちは沢山いるのではないかなと思う。

すごく広い間口だけれども、学校の教育に携わる皆さんがどのように自己肯定感

を育てていくかが重要になると考えている。

学校で認められないものが、社会で認められるというふうには思わない。一方で、認めるためには認めるだけのものがなければ認められないと思う。

そうしたところを教育の現場でどういうふうに作り上げていこうと考えているのか伺う。

2点目としては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて努力することとであったが、インクルーシブ教育と言いつつ、私も数年前に文教委員になった時に、熊谷の特別支援学校を訪問することが何度かあったが、インクルーシブ教育そのものは、障害のある子もいない子も一緒になってと言うことではあるが、当時の事を思い出してみると、特別支援学校に通っている子供の保護者の方は特別支援学校でなければ困るという意見を持っている方もいる。

しかし、国の方針でもインクルーシブ教育システムを構築していくこととなっている。埼玉県はインクルーシブはパーシャル。国もそうだと思う。一部分的なインクルーシブ教育の形を作り、今回の6月定例会にも上がってくる戸田の新校や、敷地内分校を設けてインクルーシブ教育につなげていくという意気込みを持っていることだと思うが、要は形ではなく、内容ではないか。

形を作ることも大事だが、形の中でどう共生社会につなげていく内容を積み上げていけるのかというところが、たまに文化祭・運動会と一緒にやりますということで留まるのであれば、それは特別支援教育の範疇<sup>ちゆう</sup>になる。

インクルーシブを進めるということだが、埼玉県のインクルーシブは国と一緒にするのか、それとも現場を見る中で、高田教育長が新たに埼玉県のインクルーシブ教育を作っていくという考えを持っているのか。非常に間口が広くいろいろな意見があるが、共生社会の実現に向けて、このことをしっかり考えてもらわないと教育長としての職責は果たせないと考えている。

(教育長)

A： まず1点目でございます。学校におりまして、今の子供たちは、こじんまりまとまっているという印象を持っております。将来こうなりたいという大きな夢を語るということができなくなっていると感じております。それは、世の中がすごいスピードで変化し、この先の10年どういう世の中になるのかということが分からない中で、子供たちがなかなか夢を描きにくくなっており、現状に留まってしまっているのではないかと考えております。

未知の世界に一步を踏み出すためには、私だったら・僕だったら何とか大丈夫だろうという、自信を持って一步踏み出す勇気がなければ怖くて前に進めないと思えますので、勇気を持った子供たちを育てたいと、そのためには、自分自身に肯定的な考えを持ってもらいたいと考えております。

しかし、自己肯定感を持つと言うだけでは持てませんので、小さい頃から、小学生の頃から、小さな成功体験を積み重ねることで、自信を持たせることが大事だと考えております。吹上秋桜高校もいろいろな生徒がおります。しかし、一つの事を行って、「よくできたな、やればできるじゃないか」ということを毎日毎日積み重ねることで、少しずつ顔が前に向いてくる、自信を持ってくる、もしかしたら僕は何かできるかもしれないというふうになってまいります。また、学校だけでは教育は完結いたしませんので、子供たちを地域に出し、地域の方と触れ合うことで自分が役に立っているということを体験させるなど、そのような地道な活動を少しずつ積み重ねる中で、自分を肯定的に捉える感覚が身に付いていくと考えておりますので、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のインクルーシブ教育についてでございます。

浦和第一女子高校に務めていた際に、障害者雇用で環境整備の方を雇用してもらえないかという話が教育委員会からあり、受け入れさせていただきました。

二人の方が支援員の方と一緒に校内の清掃や除草作業、植木の剪定<sup>せん</sup>など一生懸命

行っていただいております。

最初は、生徒も遠巻きにしていた部分がありましたが、一緒に生活をしておりますので、徐々に挨拶をするようになり、話をするようになり、球技大会でも職員チームの一員として、生徒と試合をすることもございました。このようなことで共生社会が進んでいくのだと目の当たりにいたしました。

障害のある方も、ない方も、共に学ぶ、又は共に働くということはこういうことなのだと感じました。障害のある方にとっては、働くことができ、いろいろな交流ができ、幸せだということもあります。生徒にとっても障害のある方と共に過ごすことで、学ぶことがたくさんあったのではないかと考えております。

インクルーシブの状況が少しでも進んでいくように、小学校・中学校・特別支援学校、様々な学びの場がありますが、子供たちにとって最適な学びの場が提供できるよう、連続的な学びの場を整え、最終的には子供たちが自立して社会参加できるような教育の仕組みを整えることが私の役割であると考え、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

**Q：** 教育長の意気込みを聞いて期待が持てるなと感じた。これからインクルーシブの考え方の下に、高校内分校という形が増えてくる可能性があると考えている。

形の部分についてはできると思うが、内容の部分をどう充実させていくかという点、共生社会の実現に向けて取り組んでいくためには、先ほど、浦和第一女子での話もあったが、早い段階でそれに気が付く必要がある。気が付く必要があるということは、形の中に一緒にいるだけでそれができるかと言ったらできない。

チャレンジングな部分がなければできないと考える。チャレンジしていくという意気込みがあるか伺う。

(教育長)

A： 形でなく内容の充実に向けて、前向きにしっかりと取り組んでまいります。